



千代田区共育マスタープラン

平成22年4月

千代田区教育委員会



はじめに

今日、社会の在り様が時代とともに大きく変遷し、人々の生活様式も多様化・個性化する中、次代を担う子どもを取り巻く環境も大きく変化している。子どもは、家庭での生活を基本にしつつ、地域社会で仲間や大人たちとかかわり、保育園・幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校などで集団生活を送るなかで、ルールやマナーなどの社会規範、基礎的な学力、逞しく生きるための体力などを身につけながら、次代を担う大人へと成長している。私たち大人も、そうした子どもの成長を見守りながら、自らの役割を再認識し、生涯にわたって学び続けながら成長している。

子育てをする上で、家庭の果たす役割は最も重要である。しかしながら、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成されるためには、地域・学校・企業、そして行政が、家庭や子どもの状況に応じた適切な支援を行っていく必要がある。

こうした状況の下、我が国における急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化の中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的に、平成16年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、千代田区もこの法律に基づき、「次世代育成支援行動計画」を策定して次世代育成支援施策に取り組んできた。

一方、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況の大きな変化を受けて、平成18年に「教育基本法」が改正され、地方公共団体は、政府の策定する「教育振興基本計画」を踏まえ、その地域の実情に応じて「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」を定めるよう努めることとされた。また、平成19年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、教育委員会の責任体制が明確化され、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関することは、教育委員会が自らの職務権限において処理するものとされた。

そこで千代田区は、すべての者が、様々な違いや垣根を乗り越えて、お互いを理解し、認め合い、そして尊重し合う「共生」の理念のもと、家庭・学校・園・地域等が共に一体となって子どもを育て、また、自らも育っていく、いわば「共育」を実践するため、次世代育成支援の基本的な方向性を示す計画として、また、教育の振興のための施策に関する基本的計画として、ここに「千代田区共育マスタープラン」を策定する。

目 次

第1章 千代田区共育マスタープランの概要

1 マスタープランの目的	1
2 マスタープランの位置づけ	1
3 マスタープランの特徴	1
4 マスタープランの期間	1

第2章 千代田区の次世代育成や教育をめぐる現状・成果・課題

1 次世代育成や教育をめぐる現状と課題	2
2 千代田区における成果と課題	3
3 グラフで見る千代田区の子どもを取り巻く状況	6

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1 千代田区における「共育」の基本理念	10
2 施策の基本的方向	13
基本的方向1 子どもがのびのびと健やかに育つよう支援する	13
基本的方向2 子育てに喜びとゆとりをもてるよう親と家庭を支援する	16
基本的方向3 安心して子育てできるまちをつくる	19
基本的方向4 子どもの成長に応じた経験や学びの場をつくる	21
基本的方向5 社会全体で子育てや教育の向上に取り組む	22
基本的方向6 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる	26
基本的方向7 質の高い次世代育成や教育環境を整備する	32

第4章 マスタープランの実現に向けて

1 関係者の役割分担と連携協力	33
2 的確な情報の収集・発信と区民の意見等の把握・反映	33
3 新たに検討が必要となる事項への対応	33
4 進捗状況の点検及び計画の見直し	34

資 料

1 教育と文化のまち千代田区宣言（昭和59年3月）	35
2 千代田区教育委員会の教育目標	36
3 千代田区の子どもを取り巻く状況	37

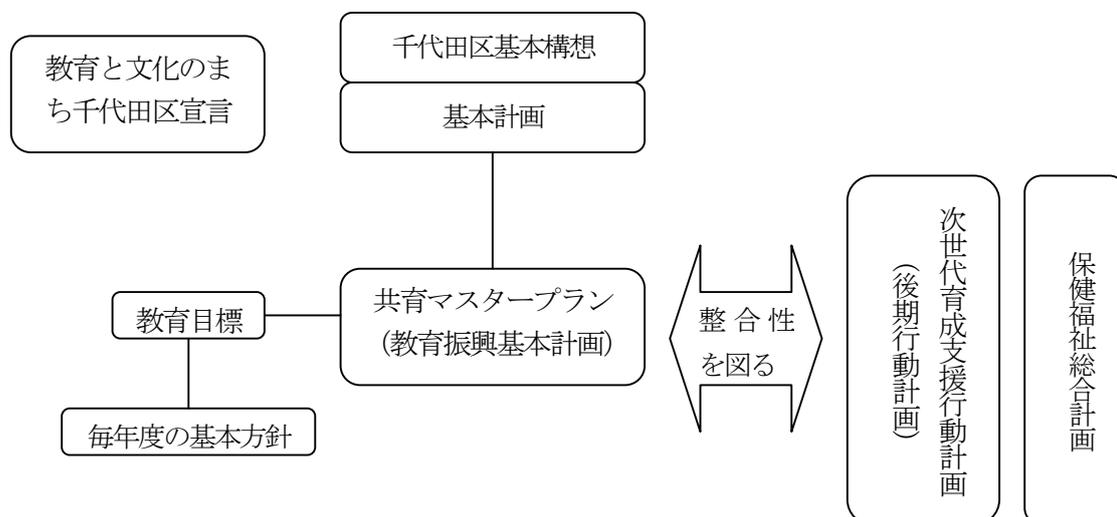
第1章 千代田区共育マスタープランの概要

1 マスタープランの目的

「千代田区共育マスタープラン（以下、「マスタープラン」と表記する。）」は、次世代育成や教育をめぐる環境の変化を踏まえ、千代田区が今後取り組むべき次世代育成支援施策や教育施策の基本的方向を示すことを目的とする。

2 マスタープランの位置づけ

マスタープランは、「千代田区第3次基本構想」「教育と文化のまち千代田区宣言（巻末資料1）」「千代田区保健福祉総合計画」「千代田区次世代育成支援後期行動計画」「千代田区教育委員会の教育目標（巻末資料2）」などの計画等と整合性を図りながら、教育基本法第17条に基づく千代田区としての「教育振興基本計画」を包含するものとして策定する。



3 マスタープランの特徴

千代田区は、平成19年4月、全国的にも極めて珍しい取組として、次世代育成を担当する部門と教育を担当する部門を統合し、「こども・教育部」を創設した。これにより、国の「文部科学省」と「厚生労働省」といった縦割り組織に倣うことなく、0歳から18歳までを見通した統一的・効率的・効果的な次世代育成支援施策や教育施策の展開が可能となった。

従来、いずれの自治体においても、次世代育成支援施策と教育施策は、それぞれの分野の中で縦割りに展開される傾向が強いが、このマスタープランは、これらの施策を横断的に捉え直し、子どもに関する総合的な施策のマスタープランとして策定する。

また、すべての者が様々な違いや垣根を乗り越えて、お互いを理解し、認め合い、そして尊重し合う「共生」の理念のもと、家庭・学校・園・地域等がともに一体となって子どもを育て、また、自らも育っていく、いわば「共育」を実践するためのマスタープランとする。

4 マスタープランの期間

マスタープランの計画期間は、平成22年度からの平成26年度までの5年間とする。

第2章 千代田区の次世代育成や教育をめぐる現状・成果・課題

1 次世代育成や教育をめぐる現状と課題

都市化、少子化の進展や経済的な豊かさの実現など社会が成熟化する中で、家庭や地域の教育力の低下や、個人が明確な目的意識を持ったり、何かに意欲的に取り組んだりすることが以前よりも難しくなりつつあることが指摘されている。こうした状況の中で、近年、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動の発生など多くの課題が生じてきた。

今後は展望すると、以下のような面での変化を予測することができる。

- ・ 少子化の進行により、若年者の割合が低下する一方で、超高齢社会に突入する。こうした状況に対応するため、次世代育成や教育を含む社会システムの再構築が重要な課題となる。
- ・ 夫婦共働きの増加や仕事の忙しさが、子どもに接する両親の時間を少なくし、家庭の教育力の低下を来す。親子のコミュニケーションも不足し、親子の信頼関係を構築できない家庭が増えていく。親自らがしっかりとした考え方や態度を示すことで、子どもは様々なことを身に付けていくため、まず、親子の信頼関係をしっかりと築き上げ、親としても「学び」「成長」していくことが求められる。
- ・ かつて、子どもは地域社会で自分の親以外の大人や異年齢の子どもと触れ合い、注意もされながら育っていたが、都市化の進展で、地域でのこうした機会が失われていく。このため、地域社会における共育力を向上し、子どもが発達する機会を増やしていく必要がある。
- ・ 子どもの「遊び場」は、公園・空地・道路から室内へと移り、テレビゲームなどの遊びが増え、多人数で行なう遊びが減少する。子どもが、大人の管理を離れて自立して自由に遊ぶ場所も時間も少なくなる。このため、子どもが異年齢集団の中で、遊びを通して自立して社会性を獲得していく機会を作ることが課題となる。
- ・ グローバル化が一層進むとともに、国際競争がさらに激しさを増す。同時に、国内外の外国人との交流の機会が増え、異文化との共生がより強く求められるようになる。知識が社会・経済の発展を駆動する「知識基盤社会」が本格的に到来し、知的・文化的価値に基づくソフトパワーが一層重要な役割を果たす。また、科学技術が一層発展する中で、新たな社会的価値や経済的価値を生み出すイノベーション創出の重要性が一層高まる。
- ・ 地球温暖化問題をはじめ、様々な環境問題が複雑化、深刻化し、環境面からの持続可能性への配慮が大きな課題となり、持続可能な社会の構築に向けた次世代育成や教育の理念がますます重要となる。
- ・ 産業構造の変化がさらに進展する中で、個人の職業能力の開発や雇用の確保、再挑戦の可能な社会システムの整備、さらには一人ひとりの仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確保が一層重要な課題となる。
- ・ 個々の価値観やライフスタイルの多様化が一層進む。インターネットや携帯電話等を通じたコミュニケーションがさらに進む一方で、その影の部分への対応も課題となる。また、ボランティア活動などを通じた社会貢献やコミュニティづくりへの意識が高まり、新たな社会参画が

進展する。

我々を取り巻くこうした国内外の様々な状況の変化を踏まえつつ、課題に立ち向かい、乗り越えるための知恵と実行力をいかに生み出していくかが、今まさに問われている。

2 千代田区における成果と課題

千代田区では、明日の社会を担う子どもの育成は社会全体で支援することが不可欠であるとの認識のもと、次世代育成支援を区政運営の基本的な柱の一つに据え、子どもを産み育てたいと願う人々が安心して出産し、喜びや楽しみを味わいながらゆとりを持って子育てをすることができる地域社会づくりに取り組んできた。以下はその一例である。

- ・ 仕事を続けながら子どもを産み、育てたいと願う人たちがまず遭遇するのが、「仕事と子育ての両立」いわゆるワーク・ライフ・バランスの困難さである。そこで本区では、まず、平成14年度に23区で唯一、保育園待機児童ゼロを実現した。
- ・ 幼稚園と保育園に関する国の縦割り行政が行われる中、従来の幼稚園や保育園といった枠組みに捉われない新たな乳幼児育成施設である「こども園」を創設し、地域の子どもの年齢や保護者の就労形態で区別されることなく、同じ内容の育成課程を受けられるようにした。その後、本区におけるこの先進的な取り組みが国をも動かし、平成18年10月、新法に基づく「認定こども園制度」が設けられたところである。
- ・ 放課後児童健全育成事業の充実やアフタースクール事業の充実により、学童クラブの待機児童ゼロに取り組んできた。
- ・ 区独自の児童手当制度をさらに拡充した次世代育成手当の支給、乳幼児医療費助成をさらに拡充したこども医療費助成、さらに、中小企業における仕事と子育ての両立支援を推進するための中小企業従業員仕事と育児支援助成、育児・介護休業者職場復帰支援、次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付にも取り組んできた。
- ・ 本区は、全国的にも極めて珍しい取り組みとして、子育て支援を担当する部門と教育を担当する部門を統合し、「こども・教育部」を創設した。これにより、国の「厚生労働省」と「文部科学省」といった縦割り組織に倣うことなく、0歳から18歳未満までを見通した統一的・効率的・効果的な次世代育成支援施策の展開が可能となった。
- ・ 次世代育成支援のための各種施策を盛り込んだ前期行動計画の着実な推進を図るため、全国初の子育て施策の財源の確保に関する条例を制定し、各年度の特別区民税歳入見込額の概ね1パーセント程度の額を子育て環境の整備・充実のための新規・拡充施策に要する経費に充ててきた。
- ・ 学校では、いじめの防止や早期発見、早期対応をするため、見守りボランティアの派遣、「いじめ相談レター用封筒」の配布、「いじめ防止クリアファイル」の配布などを行ってきた。
- ・ 「心の教育」を充実するため、区立小学校・中学校・中等教育学校に「心の教育コーディネーター」を講師として派遣して道徳教育や体験学習の一層の充実を進めてきた。
- ・ 「セーフティ教室」と題して、警察や専門機関と学校が連携し、非行防止・犯罪被害防止を目的として児童・生徒に体験的な活動を通じた指導を行なうとともに、保護者・地域住民の参

加と意見交換により、学校・家庭・地域社会の連携による「児童・生徒を犯罪から守る取り組み」を進めるとともに、「ちよだまちかど見守り隊」（保護者、地域住民、シルバー人材など）、「千代田区安全安心メール」（子どもの安全・安心に関する情報提供）、「連絡網メール配信システム」（区立幼稚園、こども園、小学校、中学校、中等学校、保育園、学童クラブから保護者にメールを送信する）、「こども110番」（子どもが緊急時に駆け込める「こども110番協力の家」を通学路沿いに設置）などを実施してきた。

- ・ 心理・医療等の専門家を巡回相談員として各学校・幼稚園・保育園・こども園に派遣し、特別な支援必要とする幼児・児童・生徒の状況を把握したうえで、教職員等への適切な指導・支援方法の助言を行うとともに、保護者からの相談にも応じてきた。

また、幼児・児童等の状況によっては、支援検討会を開き保護者等と相談のうえ学習や学校生活のための支援員を配置し、個別の支援を行ってきた。

- ・ 小学校においては教科担任制の全校実施、在来中学校においては全学年を対象にした少人数指導の継続実施等、東京都の基準よりも手厚い人的措置により、児童・生徒の基礎的な学力の定着を図ってきた。

加えて、健康・食育・体力向上のために、区内の小・中・中等教育学校へ専門家を派遣し、児童・生徒、保護者、職員等への指導を実施してきた。

そのほか、学力補充・学力強化のための機会と場を希望者に提供するため、「学力パワーアップ教室」（休業日の土曜日または日曜日に学習相談等を実施）を開催してきた。

- ・ 平成10年以降、中等教育改革を検討してきた千代田区教育委員会は、平成14年11月に「千代田区の中等教育将来像」をまとめた。この将来像が目指した中心施策は、区立中高一貫教育校（中等教育学校）の新設、特色ある中学校づくり（在来型中学校の充実）、中学校の学校選択性の実施である。これにより、平成18年4月には、都立九段高校と区立九段中学校を母体校として、この将来像を具現化した「千代田区立九段中等教育学校」が発足した。

一方、次のような課題も存在している。

- ・ 前述のように、本区は23区で唯一、保育園の待機児童ゼロを実現してきたが、これまで毎年平均で50名程度の伸びを示していた乳幼児人口が、出生者数にさほど変化がない中で、昨今、予測を遥かに超える伸びを示し、現在、待機児童が発生している状況にある。この主な要因は、区外からの転入者の増加であり、昨今の経済情勢も影響し、本区の子育て支援策を頼っての転入と推定されるが、こうした保育ニーズにスピード感をもった的確に対応する必要がある。
- ・ 「一億総中流社会」から「格差社会」への変化という社会的な格差が、教育上の学力格差に反映してきているとも言われる。こうした中で、「教育の機会均等」という基本原則を考えると、児童・生徒間の学力格差の是正、特に、学力の低い児童・生徒の学力と学習意欲向上をどのように進めていくかが重要な課題となっている。
- ・ 人々が互いに助け合い、安心して暮らせる共生社会を実現するためには、千代田区のすべての大人、子どもが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、豊かな人間性を育み、他人を思いやる心、規範意識や社会生活上のルールを守るなどの社会性を身に付けられるようにすることが求められる。
- ・ 自らの個性を磨き、人生を豊かでゆとりあるものにするために、区民が生涯を通じて自ら学

び、自ら考え、自ら行動して、創造的に自己実現を図り、充実した生き方ができるようにすることが求められる。そのため、基礎的・基本的な学習内容と学習意欲を重視し、探究心や発想力、創造力など幅広い確かな学力を定着させる教育活動を推進する必要がある。

- 体力は人間の活動の源であるとともに、健康維持や意欲、気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、「生きる力」の重要な要素の一つである。しかしながら、区内の児童・生徒の体力測定では、劣っている面が多くみられる。そこで、自らの健康に関心を持ち、その基盤となる基本的な生活習慣を確立し、健康や体力について自己管理できるようにすることが求められる。そのため、あらゆる機会を通じてスポーツに親しむことのできる活動や健康教育を推進する必要がある。

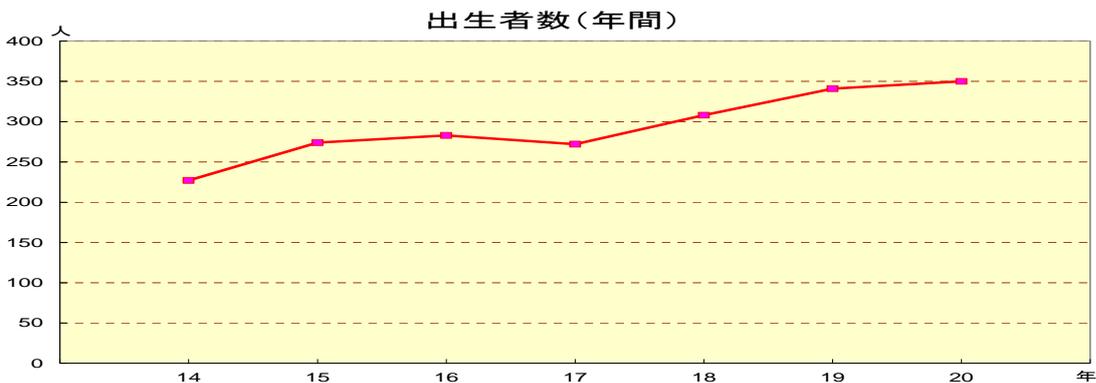
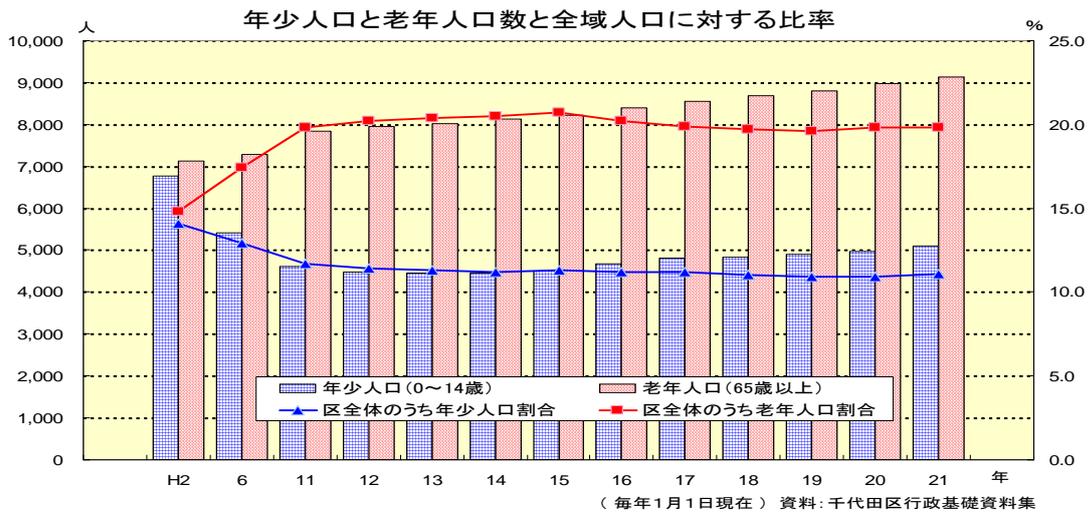
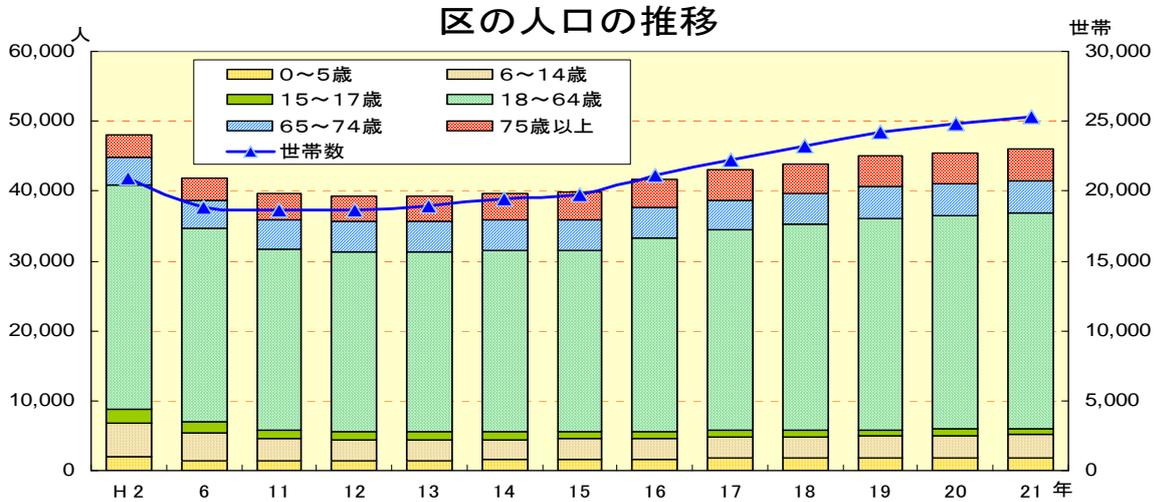
- 首都東京の中心に位置する千代田区では、国際化、情報化の進展、地球環境の悪化などめまぐるしく変化する現代社会に柔軟に対応するために、世界の人々と積極的に対話し、自ら課題に立ち向かい、自ら乗り越え世界を舞台に行動できるようにすることが求められる。

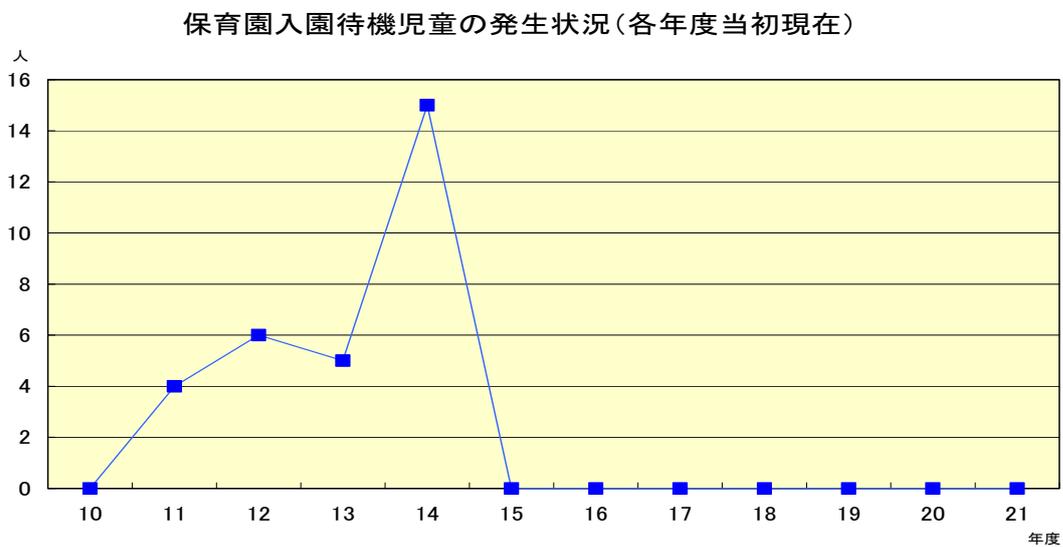
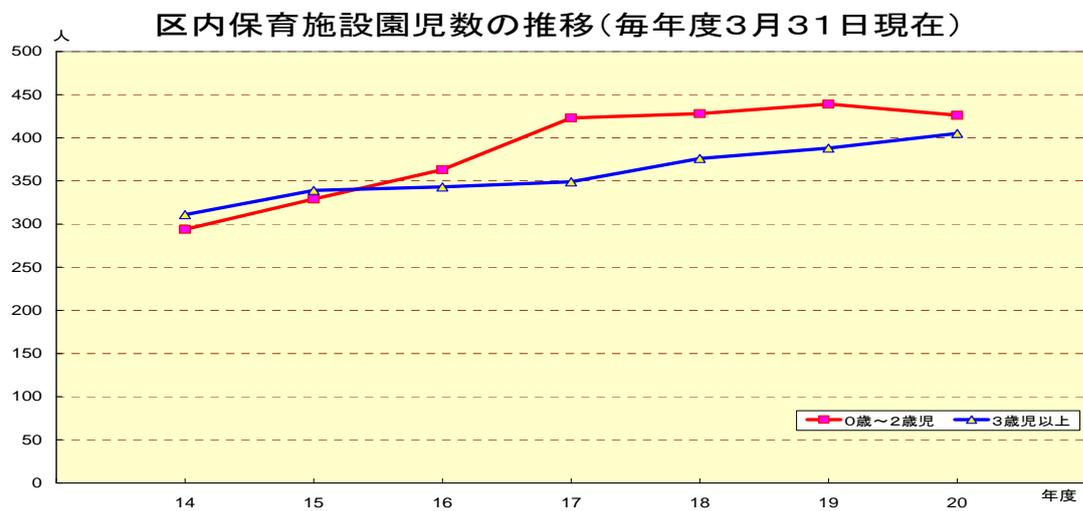
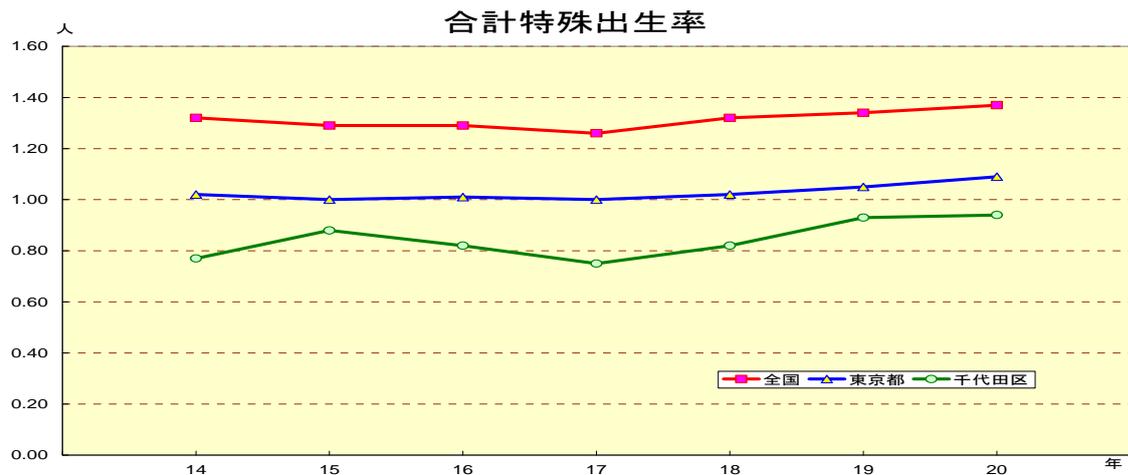
そのため、国際教育をより一層充実し、子どもに国際人としての広い視野と共生の精神を育むとともに、情報教育や地球温暖化を視野に入れた環境教育の一層の推進を図る必要がある。

- 九段中等教育学校は設立間もないこともあり、転出生徒が多数発生するなどの課題が発生している。学校設立の意義や使命が、現状にどのように反映されているかを検証し、今後の教育内容の改善・充実につなげていく必要がある。

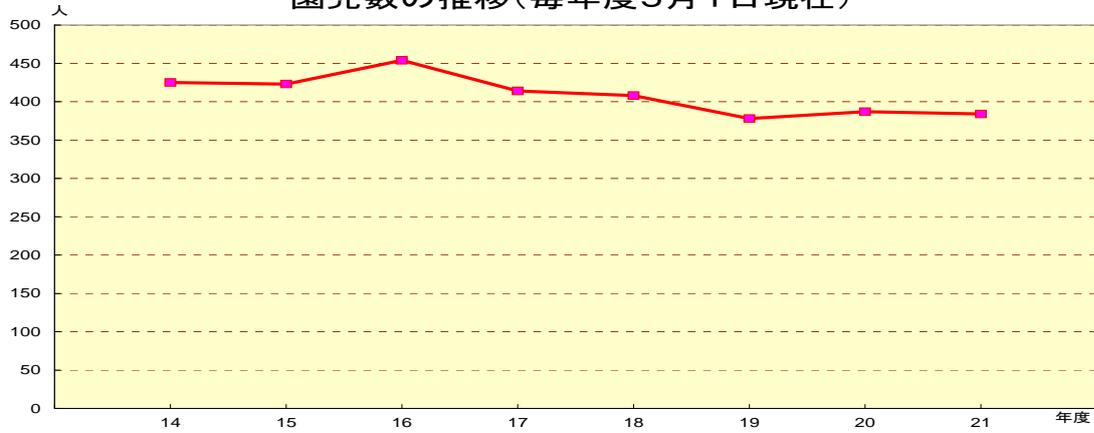
3 グラフで見る千代田区の子どもを取り巻く状況

千代田区の子どもを取り巻く状況は以下のとおりである。(巻末資料3参照)

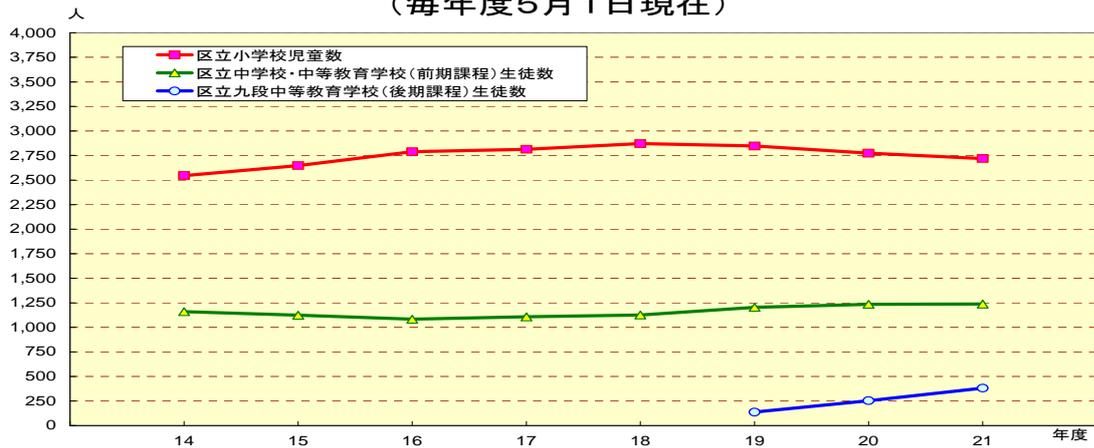




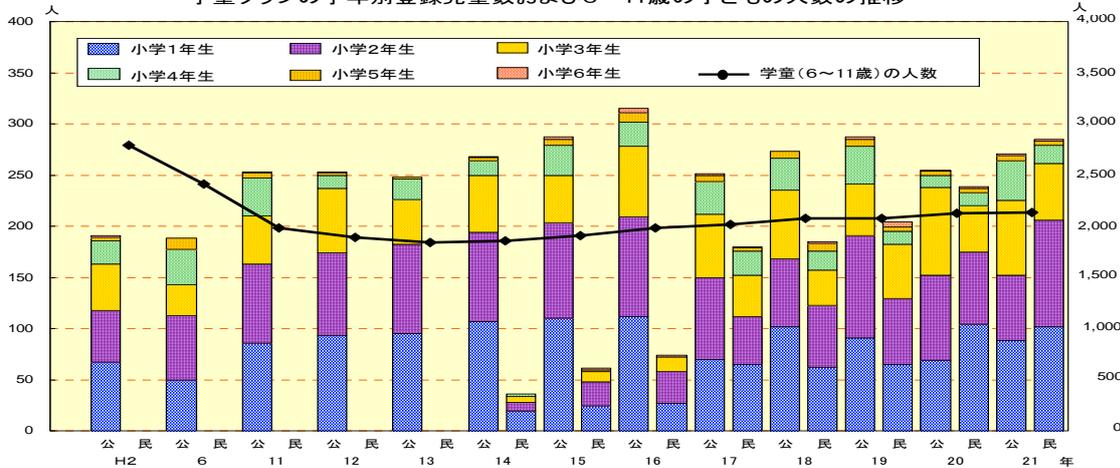
区立幼稚園(3～5歳児・こども園短時間含)
園児数の推移(毎年度5月1日現在)



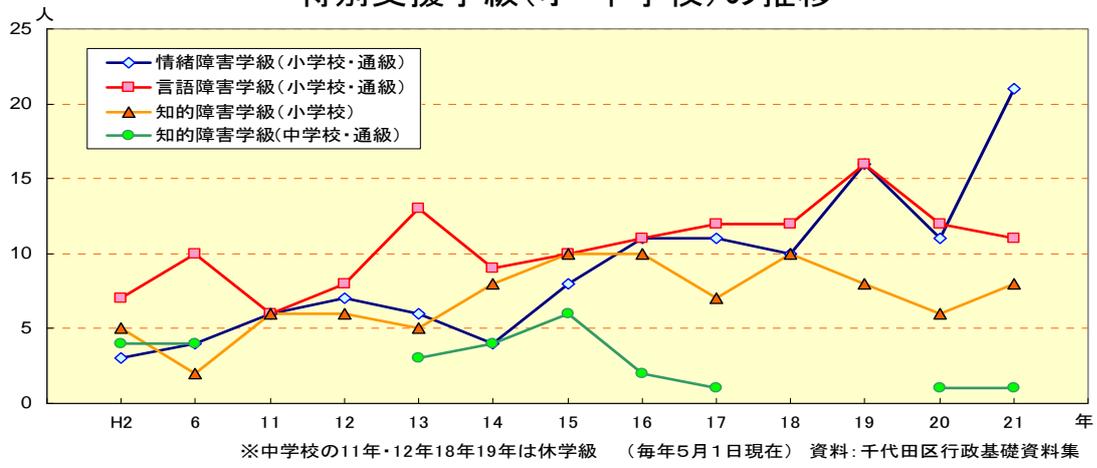
区立小学校児童・中学校・中等教育学校生徒数の推移
(毎年度5月1日現在)



学童クラブの学年別登録児童数および6～11歳の子どもの人数の推移



特別支援学級(小・中学校)の推移



第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1 千代田区における「共育」の基本理念

第2章に示した現状と課題を踏まえ、未来に向けての次世代育成や教育の重要性を考えると、社会全体で「共育」の充実に取り組む必要がある。

「共育」とは、すべての者が様々な違いや垣根を乗り越えて、お互いを理解し、認め合い、そして尊重し合う「共生」の理念のもと、家庭・学校・園・地域等がともに一体となって子どもを育て、また、自らも育っていくことである。

そこで、このマスタープランにおいては、今後概ね5年間を通じて目指すべき将来像と「共育」の姿として、以下の基本理念を掲げる。

※共育とは

すべての者が様々な違いや垣根を乗り越えて、お互いを理解し、認め合い、そして尊重し合う「共生」の理念のもと、家庭・学校・園・地域等がともに一体となって子どもを育て、また、自らも育っていくことを指す。

<将来像>

地域・家庭・学校（園）が子どもを共に育て、自らも育つまち千代田

(1) 子どもが健やかに育つ権利の実現を目指す

次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことは、すべての人の願いである。子どもは、生まれながらにして人間としての尊厳を有すると同時に、社会の中で「健やかに育つ権利」を有している。

子どもが「健やかに育つ」ことは、自分らしく生きる自立意識（自立性・個性）と他者との共生意識（共同性・社会性）を育むことである。子ども同士がさまざまな場でぶつかりあい協力しあうことで、「個性」と「社会性」が共に育つ。

また、子どもは、さまざまな経験を通して「学び合い」ながら、社会の中で生きていくために必要な能力を発展させ、「社会を構成し社会に参加する」人間として育っていく。

そのために、子どもが健やかに育つ権利の実現を目指し、

- ・ 子どもに関する施策の展開にあたっては子どもの最善の利益を考慮する。
- ・ 子どもの福祉に必要な保護及び養護の確保に努め、子どもの施設及びそこでの役務の提供等は適正な基準を確保する。
- ・ 虐待から子どもを守るための施策に万全を期す。
- ・ 子どもの教育は、子どもの人格、才能並びに精神的及び身体的な能力を可能な限り発達させることを指向する。

こととする。

(2) 大きな社会変動の中で、新たな時代を切り開く人間を育成する

我が国では、人口減少・少子高齢化・国際化・情報化が進展しており、その中で、社会保障、環境問題、経済問題や格差への懸念など、さまざまな課題が生じている。また、国際的な競争が激化すると同時に、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など、国際社会が協力・協調しなければ解決できない課題が深刻化している。

その一方で、子どもが生まれ育つ身近な生活環境も大きく変化している。とりわけ、都市化の進展のなかで、家族同士・近所の住民同士が声を掛け合い、助け合ったり協力し合ったりする関係が希薄化している。また、少子化に伴い、地域の中で子どもが集団で遊び学ぶ機会が減少している。さらに、核家族化が進み、家庭生活のなかで他人への気遣いや生活のルールを学ぶ場も少なくなっている。このように、今日、基本的な人間関係が希薄になり、個人が孤立し、社会性が失われつつある。

このような状況の時こそ、千代田区は率先して、自立性と社会性が調和し、次の時代を逞しく切り開いていく人間を育成していく。

(3) 「共育」は文化の伝承と創造である

子どもは、先人の造り上げた「文化」を学びながら、変化する時代状況の中で、各人の自立性と社会性を伸ばし、「次代を担う主体」として成長する。子どもはこの文化を受け取り、新たな文化を創造していく存在である。

文化を次世代に伝えていくこと、そして文化を担う主体を育てることが共育の大切な意義である。

(4) 家庭・学校（園）・地域の共育力を高める

子どもは発達の可能性に満ちた存在である。子どもが十分に発達していくことができる環境を整えていくことが、子育てに関わる家庭や社会の責務といえる。

子どもの養育と発達に対する第一義的な責任は家庭にある。家庭がその責任を十分に果たすことができるように、学校（園）、公的機関と民間企業等も含め、地域社会が一丸となって支援していくことが必要である。地域社会を構成するさまざまな住民・団体・企業などが次世代の育成に協力することを通じて、地域社会の連帯も育ちます。

子どもの成長にとって家庭の環境は重要であり、子育てを通じて親が育ち、親が人間として成長することを通じて子どもも成長する。こうした関係が成り立つためには、親（大人）と子が深い信頼で結ばれていることが不可欠である。そのためには、親が考えを押し付けるのではなく、子どもの本当の声をしっかりと聴き、「子どもの最善の利益」を考慮して育てていくことができるようにする。

(5) 社会の総力を結集して「共育」を進める

すべての人が生涯にわたり、子ども達を育て、また、自らも育っていく「共育」が千代田区における次世代育成及び教育振興の基本理念である。

子ども達を、障害の有無などに関係なく包み込みながら、支え合いの心や他者を思いやる心を育めるよう、地域社会を構成するすべての人々が、長期的な視野から、「共育」に参加・協力することを推進する。「共育」の推進が家庭や地域社会の共同性を取り戻す新たな結び目となって、

家庭と地域社会の結びつきが強まる。

社会を構成する諸団体・個人が総力を結集して共育力の向上に努め、子どもと親の健やかな成長と豊かな家庭・地域づくりを進める。

2 施策の基本的方向

以上の「共育」の基本理念を踏まえ、このマスタープランでは、今後5年間に取り組むべき次世代育成支援施策や教育施策の基本的方向を以下の7点に整理する。あわせて、それぞれの方向ごとに推進する施策を掲げる。

基本的方向1 子どもがのびのびと健やかに育つよう支援する

①乳幼児期から心と体の健康づくりを推進する

子どもが健やかに生まれ育まれるよう、発達に応じた心と体の健康づくりを推進する。また、妊娠中及び周産期の母子の健康を守るための健診等を行う。

【施策】

○乳児家庭訪問指導の実施

すべての乳児の家庭に保健師が訪問し、各家庭に応じた乳児の発育・発達や健康状態の観察と育児についての適切な助言・指導を行うことにより、異常の早期発見や保護者の育児不安や育児ストレスの軽減を図り、乳児の健康を推進するとともに虐待防止を図る。

○親子学級の開催

初めて母親・父親になる人を対象に、妊娠・出産・育児等について助言・指導を行う。また、母親同士や両親同士で情報交換や仲間づくりができる場とする。

○妊婦健康診査の実施

妊婦の健康管理のための健康診査を実施し、異常の発生予防及び早期発見を図る。

○平日準夜間初期小児救急医療の確保

平日の医療機関の診療時間終了後における小児救急診療体制を確保する。

○はしかゼロ作戦の推進

麻しん排除に向けた予防接種や普及啓発等の施策を効果的かつ計画的に推進する。

○アレルギー健康診査の実施

乳幼児のアレルギー疾患の発症予防・疾患に対する不安の解消等を目的に、乳幼児健康診査時にアレルギー疾患に対する健康診査を実施する。健診の結果、詳しい検査が必要な受診者については、委託医療機関において無料で精密検査を実施する。

○子どもの感染症予防の推進

子どもの感染症を予防するため、任意予防接種の接種費用の助成を行う。

②虐待や犯罪から子どもを守る

虐待から子どもを守ることはわれわれ大人社会全体の責務である。また、子どもを対象とした犯罪から子どもを守ることもわれわれ大人の責務である。子どもを被害者にも加害者にもしてはならない。自他共に、その存在の大切さを認め、人として生きる権利を尊重する心は、身近な大人に愛され、かけがえのない存在として大切に育まれた経験があつて初めて芽生えるものである。

【施策】

○要保護児童対策地域協議会の設置 虐待の予防、早期発見、早期対応、再発防止のため、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、情報共有、相互の連携・協力、虐待防止に向けた普及・啓発活動を行う。
○子どもと家庭に関わる相談事業の実施 東京都児童相談センターをはじめ、教育・保健・医療機関・主任児童委員等と連携しながら、迅速・的確な相談・見守り体制を確立する。これにより子育ての悩みや負担感を軽減し、子どもの虐待の予防など課題解決に結びつける。
○乳児家庭訪問指導の実施 <再掲>
○子どもへの暴力防止講習会の実施 子どもがいじめや誘拐・虐待などのあらゆる暴力から自分を守る方法を身につけるために、子どもとその保護者を対象に暴力防止講習会を実施する。
○セーフティ教室の開催 学校において、警察官や専門機関職員等から児童・生徒に犯罪についての理解や犯罪の被害に遭わないための方法を学ばせる。あわせて、保護者や地域も参加した協議会を開催し、学校・家庭・地域が連携した子どもを犯罪から守る取組の推進を図る。
○安全・安心メールの配信 電子メールを使用して、防災行政無線の放送内容を配信するとともに、危機管理に関する情報及び子どもの安全に関する情報を配信する。
○親子で学ぶ「情報モラル」の開催 ICTツールの普及に伴い、子どもがインターネットや携帯電話を利用する際に必要なルールやマナーの知識を保護者と共に学び、情報モラルの育成を図る。
○青少年を有害環境から守るための取組の推進 インターネットや携帯電話、出版物等の各種メディア上の有害情報が深刻な問題となっていることを踏まえ、関係機関が連携して各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発する等、社会の有害環境から子どもを守るための取組を推進する。
○いじめ対策の徹底 いじめの防止や早期発見、早期対応をするため、見守りボランティアの派遣、「いじめ相談レター用封筒」の配布、「いじめ防止クリアファイル」の配布を行う。
○コンピュータ活用による情報教育の推進 小学校・中学校・中等教育学校で、より高度な情報化社会への対応に備え、コンピュータやインターネットの活用による情報教育の充実を図る。

③安全・安心な次世代育成や教育環境を実現する

子どもが安全・安心な質の高い空間で学び、生活できるよう、次世代育成や教育環境の整備に取り組む。

【施策】

○施設の整備

老朽化している学校・児童施設の改修等を行い環境整備を図る。

○子ども関連施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の構築

子どもが安心して学び、生活する場であるとともに、災害時の避難所としての役割も果たす小・中学校等の施設の耐震化等を推進し、安全・安心な施設環境の整備を図る。あわせて、バリアフリー化等の施設環境の整備を支援する。

○地域のボランティア等との連携による子ども関連施設内外の安全確保

学校や通学路等において子どもが安全に過ごせるよう、学校と地域のボランティアや関係機関との連携による地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備や、子ども自らが安全な行動をとれるようにするための安全教育の取組を推進する。

基本的方向2 子育てに喜びとゆとりをもてるよう親と家庭を支援する

①子育てにゆとりをもてるようにする

親が子育てに喜びを見出せるようになるためには、経済的・物理的なゆとりも必要である。子育てにつらさや悩みを感じる一因として、経済的な負担が大きいことがあげられ、そのための支援等が必要となっている。また、核家族化の進行や人間関係の希薄化などにより、知り合いに子どもを預けることが難しくなっており、育児を離れてほっと一息気分転換を図ることが困難になりつつある。そのため、地域の人材を活用した子育ての相互支援活動や一時（いつとき）預かり保育などを充実していく。

【施策】

○子ども手当・次世代育成手当の支給

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、ゼロ歳から中学校終了までの児童を対象に、「子ども手当」を支給する。

なお、これまで区では、妊娠時から始まる子育てを家族政策の観点から強力に支援するために、所得制限なしに妊婦時から高校終了まで「次世代育成手当」を支給してきた。国がこれに倣い、「子ども手当」の支給を始めることになったが、その支給対象は誕生後から中学校終了までであり、区では、妊娠時から高校生相当部分までへの支援が児童の健全育成の観点から不可欠と考えており、「子ども手当」の支給対象となっていない妊娠時と高校生相当部分への支給を「次世代育成手当」として継続する。

○ファミリー・サポート・センター事業の推進

地域における区民や区内大学生を取り込んだ育児の相互支援活動を充実し、世代を超えた育児支援の輪が地域に根づくように会員の確保、活動の調整、普及啓発活動などを進めることで、子育て家庭の支援を図る。

○一時（いつとき）預かり保育の実施

保護者が育児を離れてほっと一息ついて自身の用事やリフレッシュができるよう、乳幼児を児童館等で一時的に預かる。また、民営施設では、利用時間帯・利用時間数を拡大実施する。

○育児支援ヘルパー事業の実施

母親の産前の体調不良時及び産後の体力が回復するまでの間、安心して日常生活を営むことができるように、ヘルパーが訪問して育児や家事を支援する。初回訪問時は、児童・家庭支援センターの保健師等が同行して、事業案内や相談を行う。

②子育てと社会参加の両立を支援する

子育てと仕事のバランスが保てるような保育サービスと雇用環境の整備が不可欠である。保育園の待機児童ゼロに努めるとともに、親の働き方に応じた多様なニーズに応えられる保育体制の整備を進める。

一方、親のニーズのすべてに応えることが果たして子どもの発達にとって望ましいのかについても、慎重な検討が必要である。長時間勤務を余儀なくされている親が少なくないことを考えると、対症療法として長時間保育や夜間保育を講じる必要はある。しかし、親子のコミュニケーションを多く確保することが、子どもの成長に欠かせない要素であり、親のニーズを理由として、いたずらに長時間保育や夜間保育を増やしていくことが果たして適切なことか、実証的な研究が必要である。

【施策】

○こども園運営の推進 乳幼児を年齢や保護者の就労形態等で区別することなく、一貫した方針に基づき育成する。
○保育園の待機児童ゼロへの努力と保育サービスの向上 保育園の待機児童をゼロにするため、保育園の建て替えや認証保育所等の誘致により定数の拡大を図る。また、保育園の民営化や認証保育所等の誘致により、保育の質を確保しながら、延長保育の充実、夜間・休日保育の実施、一時保育の充実、病後児保育の実施等保育サービスの向上を図る。
○ファミリー・サポート・センター事業の推進 <再掲>
○一時（いつとき）預かり保育の実施 <再掲>
○学童クラブ事業の運営 放課後帰宅しても就労・病気等により保護者の保護が受けられない小学生に、遊びと生活の場を提供して、健全育成と子育て家庭の支援を図る。
○学校施設等を活用した民間学童クラブ事業等（学校内学童クラブ）の運営 保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に対して、安全で健やかな活動場所を確保し遊びや友人とのかかわりを通じて健全な育成を図る「放課後子ども健全育成事業」を学校施設等を活用して実施する。民間事業者のノウハウによる多様で柔軟なサービス提供を行うことで、子育て家庭の支援を充実する。また、放課後子どもプランの「放課後子ども教室」と連携した運営を図る。
○児童センター・児童館事業の運営 0～18歳までの幅広い年齢層の子どもとその保護者に、健全な遊び場・交流の場を提供し、各種の子育て支援事業を実施することで、子どもの健全育成と保護者の子育て支援を図る。
○次世代育成支援行動計画策定奨励金の支給 一般事業主行動計画を策定し、公表した従業員300人以下の企業に奨励金を支給する。
○子育て支援への取組を企業に対する区の契約制度での優遇措置の実施 子育て支援の取組を実施している企業に対して、区の契約制度において優遇措置を講じる。

○中小企業従業員仕事と育児支援助成事業の実施

仕事と家庭の両立支援を推進し、男女がともに働きやすい環境をつくるため、育児休業を取得中の従業員をもつ中小企業の事業主が、雇用保険の育児休業給付に上乗せして賃金を支給する場合、その一部を助成する。また、新たに配偶者出産休暇制度を導入し、従業員が利用した際の奨励金や子の看護休暇を利用した際の奨励金を支給する。

○育児・介護休業者職場復帰支援事業の実施

仕事と家庭の両立支援を推進し、男女がともに働きやすい環境をつくるため、育児・介護休業を取得中の従業員が円滑に職場復帰が果たせるよう、計画的に支援を行っている中小企業に対して、奨励金を支給する。

③虐待等、重い育児困難現象に対応する

児童虐待防止の取組とともに、虐待を受けた子どもを救出し、その後の心身の回復を図る支援や、親への支援が図られるよう関係機関の連携を強化して支援者の専門性を向上させていく。

【施策】

○要保護児童対策地域協議会の設置

<再掲>

○子どもと家庭に関わる相談事業の実施

<再掲>

④多様な家族形態への支援を行う

ひとり親家庭など多様な家族形態が増えている。それらの家族が直面している問題は、住宅問題、経済的問題、子育てや教育への対処等多様であり、必要な支援を行っていく。

【施策】

○居住安定支援家賃助成の実施

区内に居住する高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯で、区内での居住継続が困難となった世帯に対し、家賃等の一部を助成することにより、定住を支援する。

○チャレンジ支援貸付事業の実施

東京都の生活安定化総合対策事業の一環として、一定所得以下の方への生活安定に向けた生活相談等を行い、中学校3年生、高校3年生等の子どもの親等へ学習塾等受講料、大学受験料の貸付を実施する（平成20年8月事業開始、3ヵ年事業）。

基本的方向3 安心して子育てできるまちをつくる

①子育て環境を整備する

保育園の待機児童ゼロへの努力が続けられる一方、幼稚園入園希望者がほぼ希望する園に入園できるなど、千代田区の子育て環境はかなり充実しているといえるが、地域によっては最寄りの保育園に入れず、やむを得ず他の保育園に入所している例もある。こうした状況の解消や将来の保育需要の増加など多様な保育ニーズに対応できるよう、保育園の整備や認証保育所の誘致等を推進していく。

また、小学校入学後の学童保育を着実に実施していくため、児童館等における学童保育や学校施設を活用して民間が運営する「アフタースクールすきっぷ事業」等も充実していく。

さらに、子育てをしている人たちが不便を感じないまちにしていくことも重要である。ベビーカーでの移動や、授乳、オムツ交換に不便を感じたり、子ども連れでの飲食店の利用や文化、芸術に触れる場を利用しにくいと感じる保護者が生じぬよう、区有施設をはじめ、駅などのバリアフリー化をはじめ、子育てをしやすいまちづくりを推進していく。

【施策】

○保育園の待機児童ゼロへの努力と保育サービスの向上 ＜再掲＞
○学童クラブ事業の運営 ＜再掲＞
○学校施設等を活用した民間学童クラブ事業等（学校内学童クラブ）の運営 ＜再掲＞
○公園・児童遊園の整備 誰もが利用しやすく開かれた公園をめざし、地域住民の参画を得て、公園や児童遊園の整備を行う。
○平日準夜間初期小児救急医療の確保 ＜再掲＞
○赤ちゃん・ふらっと推進 授乳及びおむつ替え等のための施設整備の設置を促進するとともに、区民に授乳スペースの所在等を広く周知することにより、乳幼児をもつ親が安心して外出を楽しめる環境を整備する。
○幼児教育のあり方を検討する 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である。こうした観点から、「(仮称)幼児教育のあり方検討会議」を設置し、学識経験者の意見を伺いながら、幼児教育のあり方や1学級の適正な園児数など、次代を担う子どもの健全育成に向け、多角的な検討を進める。

②子どもの居場所づくりを推進する

すべての子どもが安心して安全に遊べる場所として、小学校施設を活用した放課後対策事業を進めていく。また、小学生対象の事業だけでなく、中・高校生対象の事業の充実を図る。

【施策】

○放課後子ども教室の推進

小学校の放課後等の時間帯に、学校施設内において「学び」「遊び」「体験活動」等を行うことにより、子どもに安心安全な居場所を提供する。

○中高生等の居場所づくりの推進

児童館利用の一定の時間を中高生専用とし、スポーツや音楽活動等を通して中学生・高校生等、年長児童の情操を豊かにし、体力・健康の増進を図るとともに、心を開いて話したり、ほっとできる場所とする。

○地域における身近なスポーツ環境の整備

子どもが体を動かす場や機会を確保する観点からも、総合型地域スポーツクラブの整備等、地域における身近なスポーツ環境の整備を推進する。

基本的方向4 子どもの成長に応じた経験や学びの場をつくる

①子どもの生きる力を育成する

子どもがみずから工夫して遊ぶ力、友達をつくる力、生きる力を育む。

【施策】

○健康・食育・体力向上プランの推進

小・中・中等教育学校へスーパーバイザーを派遣する。効果的な運動や休養について、また、運動をするにあたっての効果的な食事や、成長期に必要な栄養摂取等について、個別、全体、保護者等へのアドバイスや指導を行う。

児童・生徒・保護者（親子）での参加を想定し、料理教室等への専門家の派遣を行う。

○心の教育コーディネーターの派遣

小・中・中等教育学校に講師を派遣し、道徳教育の一層の充実を図るとともに、児童・生徒の豊かな体験活動を推進し、心の教育の充実を図る。

○コンピュータ活用による情報教育の推進

<再掲>

②地域の育児力を育成する

子どもが育つ環境として、親と家庭の役割は何ものにも代え難い。しかし、子どもは親や家庭とのかかわりだけで育つものではない。地域の人々の支援も子どもの健やかな成長発達には欠かせない大切な要素である。地域の人々が親と子をあたたかく見守り、支援する心と技量を持つことも大切である。親や家庭が抱える問題が複雑化し、また深刻度を増している今日では、地域全体としての育児力を育成していくことが必要である。また、このことが地域のきずなを強めることにもつながる。

【施策】

○子どもに関わる職員の対応能力の向上

子育て中の保護者を支えるため、幼稚園、保育園、こども園、児童館などの教職員等を対象に、保護者支援の具体的な方法についての研修を充実する。

○ファミリー・サポート・センター事業の推進

<再掲>

○子育て・家族支援者の養成

「子育てしやすい地域づくり」や「地域における子育て支援力の醸成」を目的として、区内で子育て支援の担い手となる意欲のある人を対象に、実績のある特定非営利活動法人（あい・ぽーとステーション）と協働して、子育て支援活動に必要な知識・経験を習得する「子育て・家族支援者養成講座」を開催し、地域の子育て・家族支援人材を養成する。

基本的方向5 社会全体で子育てや教育の向上に取り組む

①学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

子どもの健全育成をはじめとする様々な教育課題を、区民共通の課題としてとらえ、解決を図る等区民全員が教育に参加し、生き生きとした子どもを育てる仕組みを構築し、社会全体の教育力向上を図る。

【施策】

○地域ぐるみで学校を支援し子どもを育む活動の推進

学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支え、子どもを健やかに育むことを目指し、地域住民等のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を促す。

○家庭・地域と一体になった学校の活性化

保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるため「学校（園）運営連絡会」の充実に取り組む。

○放課後の子どもの体験・交流活動等の場づくり

放課後の小学校の余裕教室等を活用して、子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動等の場や適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る「放課後子どもプラン」などの取組を推進する。

あわせて、小学校の自然体験・集団宿泊体験・農作業体験を推進する。

②家庭の教育力の向上を図る

保護者は、子の教育に第一義的な責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならない。家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるための支援を進める。あわせて、すべての親が自信を持って安心して子育てをすることができるよう、関係機関の連携はもとより、社会全体で家庭教育を支援する。

【施策】

○子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進

それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を推進する。

○幼稚園・保育園・こども園・児童館等を活用した子育ての支援の推進

幼稚園・保育園・こども園・児童館等が有する人的・物的資源を活用した、施設の開放、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言などの子育ての支援を促す。

<p>○乳児家庭訪問指導の実施</p> <p><再掲></p>
<p>○子育てひろば事業の実施</p> <p>子育て中の保護者と乳幼児が自由に遊べる広場として開放する。また、保護者が他の利用者や職員等と交流したり、相談することで、子育ての悩みや不安を解消し、子育ての負担感を軽くする。</p>
<p>○親子学級の開催</p> <p><再掲></p>
<p>○家庭教育学級の開催</p> <p>幼児から中学生までの子どもを持つ保護者を対象に、家庭における教育のあり方について考える機会を提供するとともに、保護者同士のグループづくりにより、子育ての孤立化を防ぎ不安感を和らげる。</p>
<p>○子どもと家庭に関わる相談事業の実施</p> <p><再掲></p>
<p>○チャイルド・ケア・プランナー事業の実施</p> <p>保健所、幼稚園、保育園、こども園、小学校、児童館など子育て支援サービスの情報を紹介しながら子育てのさまざまな相談に応じる。</p>

③人材育成に関する社会の要請に応える

一人ひとりの社会的自立を実現するとともに、社会の活力の維持・向上の観点から、教育と職業や産業社会との相互のかかわりを一層強化し、人材育成に関する社会の要請を踏まえた取組を推進する。このため、本区の豊富な人的・物的資源を生かした、本区ならではのキャリア教育を推進する。

【施策】

<p>○地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育など実践的教育の推進</p> <p>子どもの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚に資するよう、経済団体、PTA、NPOなどと連携し、キャリア教育等を推進する。</p>
--

④いつでもどこでも学べる環境をつくる

誰もが生涯を通じて学び、自己の内面を磨くとともに、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の構築を目指す。

【施策】

<p>○図書館等の活用を通じた区民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進</p> <p>図書館は、区民にとって身近な「地域の知の拠点」として、誰もが利用しやすい施設としての機能を果たしていく。また、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備を図る。</p> <p>さらに、地域住民の参画を得ながら、地域の自然、歴史、文化等に関する質の高い活動が行われるよう、子どもや地域住民が地域の文化財等に触れる機会等の提供を推進する。</p>

<p>○社会教育施設等の活用を通じた地域の学習拠点づくり</p> <p>社会教育施設等について、地域が抱える様々な教育課題への対応や社会の要請が高い分野の学習など地域における学習の拠点、さらには人づくり・まちづくりの拠点として機能するよう推進する。</p>
<p>○人権教育の推進、社会的課題に対応するための学習機会の提供の推進</p> <p>学校内外において、人権尊重の意識を高める教育を推進するとともに、男女共同参画社会の形成に向けた学習や仕事と生活の調和に関する学習をはじめ、消費者教育、金銭教育、法教育、環境教育など、社会生活を営む上で重要な課題に対応するための学習機会の提供を推進する。</p>
<p>○地域における身近なスポーツ環境の整備</p> <p>心身の健全な発達に重要な役割を果たすスポーツに区民の誰もが生涯を通じていつでも身近に親しむことができる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブ等、地域における総合的なスポーツの場の育成・整備を推進する。</p>

⑤働き方や固定的な男女の役割分担を変える取組を行う

長時間勤務など子育て期の親の働き方や男女の性別による固定的な役割分担などを見直すことなしに、子育てに関する課題の根本的な解決は図れない。この点で企業が果たす社会的役割は大きい。千代田区には日本有数の企業が集中しており、千代田区が全国の自治体に先駆けて企業とともに、この課題解決に取り組む意義は大きい。

仕事に追われて家庭生活や子育てに十分にかかわれないような働き方は見直されるべきである。親がそれぞれのライフスタイルを選び、それにふさわしい働き方と子育てのあり方を選ぶよう、多様な働き方を支援する体制づくりは、企業の社会的責任であると同時に、優秀な人材を確保するうえで企業にとっても必須の課題である。

【施策】

<p>○次世代育成支援行動計画策定奨励金の支給</p> <p><再掲></p>
<p>○子育て支援への取組を企業に対する区の契約制度での優遇措置の実施</p> <p><再掲></p>
<p>○中小企業従業員仕事と育児支援助成事業の実施</p> <p><再掲></p>
<p>○育児・介護休業者職場復帰支援事業の実施</p> <p><再掲></p>

⑥サービスのあり方を検討し、サービスの質を担保する

保育や子育て支援に関して民間活力を導入することは、サービスの質の向上や多様なサービスの提供を図る観点からも不可避である。民間ができるものは民間が担うことや、民間のノウハウの積極的活用を検討する。その際は、サービスの質を担保するため、千代田区が主導して適切な指導と補助、評価を行うことが必要である。

【施策】

○サービス評価制度の推進

点検評価事業者が問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けていくとともに、利用者の適切な選択を支援するための情報提供に資するため、サービス評価制度を推進する。

⑦情報を届け、共有できるシステムを充実する

子育て情報を一元的に網羅したガイドブックの発行やホームページの一層の充実などにより、サービスを必要としている人に着実にサービスが届くシステムを構築する。

【施策】

○子育て応援ガイドブックの作成

子育て関連情報を盛り込んだ子育て応援ガイドブックを作成する。

○教育広報紙の発行

教育や子育てをとりまく環境の変化に対応し、教育委員会と保護者・地域社会を結ぶ情報の“かけはし”として、教育広報紙「かけはし」を発行する。

⑧区民と行政の協働、マスタープランの推進体制の整備

マスタープランは策定することが最終目標ではない。策定されたマスタープランをいかに実現していくかについて力を注がなくてはならない。千代田区には各施策を効果的に実施するための方策を講じていく責務があることは言うまでもない。同時に、マスタープランの実現にあたっては、区民との協働が不可欠である。

【施策】

○子どもに関わる職員の対応能力の向上

<再掲>

○千代田区子育て施策の財源の確保に関する条例の制定

子育て環境の整備のための施策に要する経費を継続的に確保するための条例を制定する。

基本的方向6 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

①知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

「知識基盤社会」の時代を担う子ども一人ひとりの「生きる力」を育むため、基礎的・基本的な知識・技能の習得、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、学習意欲などの主体的に学習に取り組む態度を要素とする「確かな学力」を養う。

【施策】

○学習指導要領の着実な実施

「確かな学力」を確立するため、知的活動、コミュニケーションや感性・情緒の基盤である言語に関する能力の育成、理数教育の重視、小学校段階における外国語活動を含めた外国語教育の充実、十分な授業時数の確保などを目指す小・中学校の学習指導要領について、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から完全実施する。

○総合的な学力向上策の実施

新学習指導要領を踏まえ、また、習熟度別・少人数指導や専科教員も活用しながら、基礎的な知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力等の育成や、言語に関する能力の育成、理数教育や外国語教育の充実などを図る。

子どもの発達段階に応じた情報活用能力の育成に加え、情報モラル教育の充実を促す。

②規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

新学習指導要領を踏まえ、生涯をより良く生きようとする力の源泉となる豊かな心と健やかな体を育成する。あわせて、将来、社会の責任ある一員として生きる自覚を促し、そのために必要な資質を養う。

【施策】

○道徳教育の推進

子どもの豊かな情操や規範意識、公共の精神などを育む観点から、道徳教育の充実に向けて、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導體制の下での指導計画づくりなどを促進するとともに、指導方法・指導體制等に関する研究や教材の作成などに総合的に取り組む。また、子どもの発達の視点を踏まえつつ、家庭、学校、地域が一体となって徳育を推進するための諸方策について幅広く検討を行う。

○伝統・文化等に関する教育の推進

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と千代田区を愛する心を培うという観点から、我が国や千代田区の伝統・文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を推進する。子どもが、学校や地域の文化施設において、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動への参加ができる機会や、地域において民俗芸能、邦楽、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得する機会の提供を支援する。さらに、我が国固有の伝統的な文化である武道の振興を支援する。

○国際理解教育の推進

他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う観点から、異なる文化的背景を持つ人々との相互理解を深め、国際社会において主体的に行動できる人材を育成するため、各学校段階における国際理解教育を推進する。

○学校における体育及び運動部活動の推進

運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や子どもの体力低下が依然深刻な問題となっていることから、新学習指導要領における小・中学校の体育・保健体育の授業時数の増加を踏まえ、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成する。

また、学校体育及び運動部活動の充実を図るため、外部指導者の積極的な活用を促す。

○体力・運動能力調査の実施と体力向上の取組の推進

子どもの体力等の状況を把握し、体育・健康に関する指導の改善に活用するため、体力・運動能力調査を実施する。あわせて、その結果から子どもの体力と運動習慣等の関係を分析・検証し、学校や地域における体力向上の取組を推進する。

○地域における身近なスポーツ環境の整備

<再掲>

○食育の推進、地域の医療機関等との連携による心身の健康づくり

子どもに望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、食育リーダーを中心に学校・家庭・地域の連携による食育の充実を推進する。

また、様々な心身の健康問題に対応し、子どもが安心して学校生活を送ることができる環境を整備するため、学校、保護者、地域の保健部局や医療機関等の連携による健康教育の推進を図る。

○環境教育の推進

環境教育の充実のための取組や仕組みづくりを推進するため、関係機関が連携し、家庭、学校、地域、企業等における生涯にわたる環境教育・学習の機会の多様化を図るとともに、指導者の質の向上を図る。

また、エコスクールや校庭の芝生化の推進等を通じて実践的な環境教育の充実・展開を図る。

○勤労観・職業観や知識・技能を育む教育（キャリア教育・職業教育）の推進

子どもの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚に資するよう、経済団体、PTA、NPOなどの協力を得て、小学校段階からのキャリア教育を推進する。特に、中学校・中等教育学校を中心とした職場体験活動や、中等教育学校におけるキャリア教育を推進する。

○自然体験・社会体験等の充実

生命や自然を大切にする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、小学校・中学校・中等教育学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、職場体験活動、奉仕体験活動、文化芸術体験活動といった様々な体験活動を行う機会の提供を推進する。

○読書活動の推進

豊かな感性や情緒を育むとともに、豊かな言語力を育成する観点から、朝読書をはじめとする読書活動の実施を促す。あわせて、「千代田区子ども読書活動推進計画」等に基づき、地域や家庭における読書活動の取組とも連携し学校図書館の機能の発揮を図るとともに、各学校に派遣されている図書館司書と連携した取組を推進し、生涯を通じて読書に親しめる環境を整備する。

○いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等に対する取組の推進

いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等への対応の推進を図るため、問題行動を起こす子どもへの毅然とした指導とともに、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や関係機関等と連携した取組、いじめられている子どもの立場に立った取組を促進する。その際には、スクールカウンセラー、スクールサポーター、健全育成サポートチーム、外部の専門家等からなる「学校等対策支援チーム」などを有効活用する。

○不登校の児童・生徒等の教育機会についての支援

不登校の児童・生徒への学校内外における相談体制の整備や、適応指導教育の充実など、児童・生徒の教育機会について支援を図る。

③教員の資質の向上を図るとともに、一人ひとりの子どもに教員が向き合う環境をつくる

教員は、子どもの心身の発達にかかわり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、その資質・能力を絶えず向上させるため、教員の養成・研修の充実、厳格な人事管理を促す必要がある。

教員が、授業等により一人ひとりの子どもに向き合う環境をつくるため、教職員配置の適正化や外部人材の活用、教育現場のICT化、事務の外部化等に総合的に取り組む。

【施策】

○教員が子ども一人ひとりに向き合う環境づくり

教職員配置の適正化を行うとともに、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、部活動の外部指導者等の学校の専門的・支援的スタッフや退職教員・経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図る。あわせて、教育現場のICT化、事務の簡素化・外部化などに取り組む。

○教員研修等の推進

学校の責任者である校長をはじめ管理職等の資質向上のための研修や、重要課題について指導的役割を担う教員等に対する研修を推進する。また、校内OJTの推進や初任者研修の効果的な運用をはじめとする教職員研修の充実を促進する。

○教員の人事考課制度の適切な実施と運用の推進

教員の資質・能力及び学校の組織的課題解決能力を一層向上させるため、自己申告と業績評価からなる人事考課制度を適切に実施・運用し、職責・能力・業績に応じた適切な処遇の実現を図る。

○指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理

指導が不適切な教員が子どもの教育に当たることのないよう、厳格な人事管理を実施する。

④教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する

改正教育基本法第16条第1項において、教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないことが明確化された。教育行政については、この趣旨にのっとり、合議制の執行機関である教育委員会と、その構成員である教育委員が、自らの責任を十分に果たし、区民の期待に応えつつ、公正かつ適正に行われることが必要である。

このため、自主性や自立性を尊重し、適切な役割分担を踏まえつつ、教育委員会の機能の強化と、学校の組織運営体制の確立に向けた積極的な取組を推進する。

【施策】

○教育委員会の責任体制の明確化

教育委員会の責任体制の明確化を図るとともにその体制の充実を推進する。また、教育委員会の会議や活動内容の公開、第三者の知見を活用した活動状況の点検・評価などを推進する。

○新しい職の設置等による学校の組織運営の改善

各学校において、改正学校教育法により新設された副校長、主幹教諭及び主任教諭等の職の活用も図りつつ、校長のリーダーシップの下、例えば、校長裁量経費や教員の公募制の導入、優れた民間人の校長等への登用等、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、取組を推進する。

○学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善

教育活動等の成果の検証とその客観性・透明性の確保を通じて学校運営の改善と発展を目指すとともに、適切に説明責任を果たし、保護者・地域住民等との連携協力の促進を図るため、学校評価システムの充実を図る。

また、それらの評価結果の公表などの積極的な情報公開を促すとともに、評価結果について設置者に報告し、その結果に基づき教員及び各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図る。

○家庭・地域と一体になった学校の活性化

学校が、地域との連携を深めながら、人材や時間を有効に活用し、子どもにきめの細かい指導を行うことができるよう、また、外部の専門家等の協力も得て保護者や地域の多様な要望により適切に対応することができるよう、学校の組織運営体制の改善に向けた取組を推進し、家庭・地域と一体になった学校の活性化を図る。

⑤幼児期における教育を推進する

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園と保育園との連携の強化を図りつつ、その質の向上など幼児教育の推進に取り組む。

【施策】

○こども園の育成活動の一層の推進

地域の子どもの年齢や保護者の就労形態で区別することなく、心身の発達に合わせた一貫した方針に基づき、一つの施設において継続的に育成する千代田区型こども園の育成活動を一層推進する。

○幼児教育全体の質の向上

幼児教育の質の向上に向け、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育園保育指針を幼稚園・保育園で平成21年から実施するとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育園と小学校の連携を促進する。

また、教員及び保育士の資質向上のため、幼稚園・保育園の教職員に対する合同研修を促進する。

⑥個別のニーズのある子どもを支援する

個別のニーズのある子どもが安心して育まれるよう、子どもとその保護者に対する支援が必要である。そのため、療育事業の充実や発達障害のある子どもへの支援等に取り組む。

【施策】

○発達支援相談の実施

発達支援・特別支援教育推進協議会での議論を踏まえながら、発達障害等個別のニーズがある子どもに対する支援を、児童療育事業・子どもの健康相談室・就学（園）支援委員会の3事業を通じて実施する。

○発達障害等相談・療育経費助成の実施

発達障害等の子どもが、個別の相談や療育を受けた場合にかかる経費の一部を助成することにより、保護者の経済的・精神的な負担を軽減するとともに、早期受診を通じて、障害の早期発見・早期療養の開始により子どもの生活を支援する。

⑦特別なニーズに対応した教育を推進する

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。あわせて、外国人の子どもなど、特別なニーズを有する者に対応した教育を推進する。

【施策】

<p>○特別支援学級の設置</p> <p>心身に障害のある子どもに対して、障害の程度に応じた適切な指導を図るため、特別支援学級を設置し、指導の充実を期す。</p>
<p>○特別支援教育の推進</p> <p>「千代田区発達支援・特別支援教育推進協議会」を設置し、千代田区における発達障害・心身障害のある子どもへの支援事業や特別支援教育にかかわる取組の成果と課題を検証し、発達障害・心身障害のある子どもへの支援の充実を図るための協議・検討を行う。</p> <p>また、心理・医療等の専門家を巡回相談員として各学校（園）に派遣し、通常の学級に在籍する特別な配慮・支援を必要とする子どもの状況を把握し、適切な指導方法等について教職員に指導・助言する。</p> <p>さらに、特別に教育的支援が必要な子どもが、通常の学級または特別支援学級に就学する場合、子ども等の状況に応じて、該当学級に支援員を配置し、子ども等に個別の学習支援等を行うとともに、学級指導・運営の充実に寄与する。</p>
<p>○外国人の子ども等の教育及び海外子女教育の推進</p> <p>外国人の子ども等の受入体制の整備や指導の推進のため、外国人の子ども等の支援に当たる人材の確保や支援方法の工夫・改善を行う。</p>

⑧中等教育学校における教育活動を推進する

中等教育学校における教育活動を一層推進するとともに、学校設立の意義や使命が適切に教育活動に反映できているか検証する。

【施策】

<p>○一貫教育の推進</p> <p>6年間の一貫教育を通して、「個性的自立」を生徒全員が達成できるよう、より一層きめ細かな指導を推進する。</p>
<p>○発達障害支援体制の推進</p> <p>カウンセリング室、プレイルームなどを適宜配置し、発達障害支援を積極的に推進する。また、バリアフリーを目指した環境整備を図る。</p>
<p>○学校設立の意義や使命が教育活動に反映できているかの検証</p> <p>学校経営評議会における協議・意見・提言を尊重するとともに、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」等を通じて得られる各種意見を踏まえ、教育活動を検証し、教育内容のより一層の改善・充実を図る。</p>

基本的方向7 質の高い次世代育成や教育環境を整備する

①質の高い次世代育成や教育を支える環境を整備する

子どもが、質の高い充実した環境の中で育ち学ぶことができるよう、教材や図書の整備を図る。また、「分かる授業」の実現や「確かな学力」の向上、事務体制の効率化や家庭や地域との連携に資するよう、子ども関連施設における情報化の推進に取り組む。

【施策】

○学校図書館の整備の推進

学校図書館資料を充実するとともに、蔵書のデータベース化等学校図書館の情報化を推進する。

○学校等の情報化の充実

コンピュータ、校内LANなどのICT環境の整備と教職員のICT指導力の向上を推進する。また、事務・校務の情報化、ICT化のサポート体制の充実を促す。

また、平成23年の地上デジタル放送への移行を踏まえ、その効果を次世代育成や教育において最大限活用するための取り組みを支援する。

②安全・安心な次世代育成や教育環境を実現する（再掲）

子どもが安全・安心な質の高い空間で学び、生活できるよう、次世代育成や教育環境の整備に取り組む。

【施策】

○施設の整備

<再掲>

○子ども関連施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の構築

<再掲>

○地域のボランティア等との連携による子ども関連施設内外の安全確保

<再掲>

第4章 マスタープランの実現に向けて

1 関係者の役割分担と連携協力

(1) マスタープランの実施に当たり千代田区の果たすべき役割

マスタープランを実効あるものとするため、千代田区は、マスタープランに掲げられた施策を推進するにあたり、関係機関の緊密な連携を図り、その成果を見極めながら、効率的・効果的に実施する必要がある。このため、関係分野の行政との連携・協力の推進に努める必要がある。

また、「共育」は、多くの関係者の取組により社会全体で担われるものであり、本マスタープランに基づき千代田区が施策を推進するにあたっては、事業者、NPO等の民間団体など各分野において多様な主体によって行われている様々な活動にも十分に目を配り、それらとの適切な連携を図るとともに、相互の活動がより効率的・効果的に推進されるよう配慮することが必要である。

(2) 千代田区に期待されている役割

「共育」の推進に関し、千代田区には、千代田区の置かれた経済的・社会的条件等に応じた施策を策定し、実施することにより、区民の期待に応え、その責任を全うすることが求められる。

今後、地方分権がさらに進むことが見込まれる中で、これからの時代の地域を支え、興すのは、地域の人々の総合的な力であり、地域づくりの基本となるのは「人づくり」である。千代田区においては、「共育」を何よりも大切にすると立場から、この地域ならではの充実した「共育」の実現に向けた取組が期待されている。

2 的確な情報の収集・発信と区民の意見等の把握・反映

マスタープランの推進に当たっては、施策の立案や実施におけるプロセスの透明性を確保するとともに、幅広い区民の参画を得て施策を推進することが重要である。このため、「共育」に関する施策に関し、迅速かつ的確な情報の収集・発信に努めるとともに、公聴の機会の充実等により、区民の意見等の把握・反映に努める必要がある。

3 新たに検討が必要となる事項への対応

千代田区は、今後5年間、第3章に掲げた施策等の着実な実施を中心に「共育」の推進に取り組む必要がある。一方で、急速に変化する社会の中で、対応すべき課題も日々刻々と変化している。こうした状況に対応するためには、今後の計画期間においても、必要に応じ、適時適切に新しい課題に対する検討を進めるとともに、迅速な対応を行っていく必要がある。

4 進捗状況の点検及び計画の見直し

マスタープランを効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠である。このため、自らの施策の進捗状況について、点検を行う必要がある。その場合、十分な成果を上げることのできない施策については廃止するなどの対応も必要である。

今回のマスタープランは、千代田区が5年間に取り組むべき施策について示すものであることから、策定から5年後を目途に見直しを行い、次期マスタープランを策定する必要がある。

なお、特段の事由がある場合には、計画期間の途中に見直しを行い、その一部を改訂することもあり得るものである。

資 料

1 教育と文化のまち千代田区宣言（昭和59年3月）

わたしたちのまち千代田区は、日本の首都の中心に位置し、近代日本の歴史とともに歩み続け、また近代教育発祥の地として各界にわたる多くの優れた先人を生み、日本の発展の礎を築いてきた。そして、豊かな特色ある産業や江戸以来連綿と引き継がれた江戸っ子気質の個性ある文化といきいきとした生活環境を育んできた。

わたしたちは、ここに生活し、多くの人々と連帯の絆を保つ中で、このまちに誇りと愛着を感じている。しかし、東京の都市構造は日本の経済発展とともに変容し、今までの歴史的環境がこわされ、多くの仲間がこのまちを離れ、地域社会としての人々のふれあいが薄くなり、都市としての活力が失われつつあることにわたしたちは不安を感じている。

わたしたちの千代田区は、これからも首都としての中枢機能と共存し、文化的な都市型産業を育成し、職場と住居の近接を図って都市の空洞化を克服していかなければならない。そして、いきいきとした生活の場、学ぶ場、働く場として将来に向けて新たに発展していくために、わたしたちすべてが、今改めてこのまちをわがまちとして考え、自らの力で心と心のふれあう魅力あるまちに築きあげる決意をし、努力を続ける必要がある。

この魅力あるまちづくりのためのよりどころとして、わたしたちは「教育」と「文化」を考える。

なぜなら「教育」は、わたしたちが、そしてわたしたちの子どもが今を生き、未来をより良く生きるための糧であり、「文化」はわたしたちがつくるまちそのものであり、生活そのものであると考えるからである。

この千代田のまちで生活し、学び、働きそしてこのまちを愛するわたしたちすべては、今ここに5つの目標の達成を期し、千代田区を教育と文化のまちとすることを宣言する。

「わたしたちは、いきいきとした地域生活を取り戻し、居住と職域の調和した、自立的で、文化の香り高いまちづくりを目指します。」

「わたしたちは、地域に根ざした人間性豊かな教育を行い、歴史的に培われた郷土の文化遺産を子どもに伝え、次の世代の市民を育みます。」

「わたしたちは、ここに集い、働き、学ぶ人々とともに文化を高め、あらゆる機会と場を通じて、生涯にわたり学び続けます。」

「わたしたちは、首都東京の顔にふさわしい美しい環境を守り、広く世界の人々と交流を図ります。」

「わたしたちは、政策のすべてが文化の視点から見直され、展開されることを求めます。」

2 千代田区教育委員会の教育目標

教育は、常に、人それぞれの多様な個性や特性を尊重し、個人の能力を伸長し、自立した人間を育てるという普遍的使命を期すとともに、社会の変化に対応して、絶えずその在り方を見直しながら行われなければならない。特に、これからの社会の最も大きな課題のひとつは、人間と自然との共生であり、かけがえのない地球環境を後世に残すため、自然との調和を重視する行動様式が一層重要な意義をもつ。

このような考えに立ち、千代田区教育委員会は、教育基本法に則り、今日までの千代田区の教育の歴史と伝統を踏まえ、我が国の歴史や文化を継承・発展させるとともに、心身ともに健康で人間性豊かな区民の育成を願い、教育を推進する。

そこで、以下の「教育目標」に基づき、将来を担う人材を育成するとともに、区民が千代田に誇りと愛着をもち、学習と文化・スポーツ活動を通じて、生涯にわたり生きがいのある社会生活を営むことができるよう、積極的に施策を推進していく。

千代田区教育委員会は、「千代田区新世紀構想」に示された基本理念である「都心の魅力にあふれ、文化と伝統が息づくまち千代田」の実現を目指し、未来を担う子どもたちに対して、以下に示した人間を育成する教育を推進する。

- 社会規範を身に付け、社会に貢献しようとする人間
- 個性を磨き、生涯を通じて学ぶ意欲と創造力をもった人間
- たくましく生きるための健康と体力を自己管理できる人間
- 豊かな心を備え、国際社会で活躍できる人間

また、就学前教育・学校教育さらにはそれらを含む生涯教育を充実し、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる生涯学習社会の実現と他者や社会、自然や環境と共に生きる共生社会の実現を図るとともに、受け継がれてきた伝統文化を育てながら、千代田区らしい新たな文化の創出に努める。

そして、教育は、家庭、学校及び地域社会のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないとの強い認識に立ち、すべての人々が教育に参加することを目指す。

3 千代田区の子どもを取り巻く状況

世帯数・人口(1月1日現在)

(単位:人)

年	14	15	16	17	18	19	20	21
全域世帯数	19,426	19,703	21,107	22,186	23,209	24,254	24,786	25,270
全域人口	39,684	39,784	41,676	42,968	43,933	44,954	45,461	46,060
年	14	15	16	17	18	19	20	21
麹町地区世帯数	6,499	6,645	6,941	7,066	7,224	7,398	7,494	7,641
麹町地区人口	13,631	13,819	14,305	14,546	14,898	15,183	15,392	15,635
富士見地区世帯数	4,263	4,269	4,816	4,924	4,897	4,923	4,945	4,944
富士見地区人口	8,233	8,190	8,929	9,005	8,869	8,838	8,781	8,784
神保町地区世帯数	2,572	2,539	2,754	2,830	3,000	3,015	3,013	3,085
神保町地区人口	5,039	4,939	5,328	5,377	5,536	5,459	5,392	5,463
神田公園地区世帯数	1,571	1,611	1,728	1,895	2,080	2,218	2,440	2,459
神田公園地区人口	3,323	3,365	3,465	3,614	3,767	3,884	4,087	4,107
万世橋地区世帯数	1,906	1,954	1,991	2,314	2,441	2,573	2,636	2,663
万世橋地区人口	4,012	4,026	4,033	4,483	4,560	4,674	4,774	4,769
和泉橋地区世帯数	2,615	2,685	2,877	3,157	3,567	4,127	4,258	4,478
和泉橋地区人口	5,446	5,445	5,616	5,943	6,303	6,916	7,035	7,302

年齢別人口(1月1日現在)

(単位:人)

年	14	15	16	17	18	19	20	21
全域 0歳	237	226	264	278	257	296	316	341
全域 1歳	233	246	250	280	295	271	315	331
全域 2歳	253	249	270	260	281	311	265	305
全域 3歳	249	284	285	296	284	292	315	280
全域 4歳	266	277	292	305	311	302	298	311
全域 5歳	287	279	300	307	308	327	306	314
(0-5歳小計)	1,525	1,561	1,661	1,726	1,736	1,799	1,815	1,882
全域 6歳	289	312	316	329	327	324	339	331
全域 7歳	302	322	342	338	347	334	345	352
全域 8歳	288	303	338	352	352	351	342	355
全域 9歳	336	293	319	346	351	348	363	349
全域 10歳	315	343	297	330	346	354	360	372
全域 11歳	316	317	361	313	341	355	363	368
(6-11歳小計)	1,846	1,890	1,973	2,008	2,064	2,066	2,112	2,127
全域 12歳	324	343	335	366	314	351	372	379
全域 13歳	389	324	383	343	367	312	356	363
全域 14歳	369	382	321	375	347	372	311	350
(12-14歳小計)	1,082	1,049	1,039	1,084	1,028	1,035	1,039	1,092
全域 15歳	366	365	355	313	340	330	361	303
全域 16歳	319	317	325	331	288	291	305	337
全域 17歳	367	315	310	328	314	276	281	292
(15-17歳小計)	1,052	997	990	972	942	897	947	932
計	5,505	5,497	5,663	5,790	5,770	5,797	5,913	6,033

麴町地区年齢別人口(1月1日現在)

(単位:人)

年	14	15	16	17	18	19	20	21
麴町地区 0歳	92	93	99	111	98	108	121	127
麴町地区 1歳	101	95	110	109	121	102	121	134
麴町地区 2歳	99	110	117	121	114	128	103	118
麴町地区 3歳	88	113	127	134	137	124	137	120
麴町地区 4歳	116	106	122	134	145	148	131	139
麴町地区 5歳	116	126	126	133	144	157	148	140
(0-5歳小計)	612	643	701	742	759	767	761	778
麴町地区 6歳	130	138	158	148	150	161	179	166
麴町地区 7歳	142	139	155	169	171	160	169	187
麴町地区 8歳	151	137	139	160	180	178	166	177
麴町地区 9歳	149	157	146	148	167	184	190	166
麴町地区 10歳	143	151	156	147	149	167	189	193
麴町地区 11歳	157	144	153	152	153	150	167	194
(6-11歳小計)	872	866	907	924	970	1,000	1,060	1,083
麴町地区 12歳	134	165	141	157	149	148	166	171
麴町地区 13歳	153	125	160	135	159	142	148	154
麴町地区 14歳	130	154	120	152	139	161	141	143
(12-14歳小計)	417	444	421	444	447	451	455	468
麴町地区 15歳	140	131	146	123	141	128	161	142
麴町地区 16歳	131	127	128	138	115	128	127	149
麴町地区 17歳	144	130	115	131	125	114	118	118
(15-17歳小計)	415	388	389	392	381	370	406	409
計	2,316	2,341	2,418	2,502	2,557	2,588	2,682	2,738

富士見地区年齢別人口(1月1日現在)

(単位:人)

年	14	15	16	17	18	19	20	21
富士見地区 0歳	63	52	53	62	57	63	63	65
富士見地区 1歳	47	62	52	53	69	63	71	69
富士見地区 2歳	59	48	65	50	56	74	61	65
富士見地区 3歳	65	59	57	63	56	59	69	58
富士見地区 4歳	72	70	55	57	59	58	54	66
富士見地区 5歳	61	72	72	58	49	57	61	61
(0-5歳小計)	367	363	354	343	346	374	379	384
富士見地区 6歳	75	60	72	74	60	48	52	60
富士見地区 7歳	68	79	70	71	70	57	54	56
富士見地区 8歳	53	68	91	73	71	70	57	55
富士見地区 9歳	80	54	71	80	68	66	68	61
富士見地区 10歳	78	80	54	74	77	70	71	69
富士見地区 11歳	63	78	84	63	74	71	72	69
(6-11歳小計)	417	419	442	435	420	382	374	370
富士見地区 12歳	83	75	80	86	63	74	66	74
富士見地区 13歳	95	88	86	79	85	65	76	64
富士見地区 14歳	78	87	88	80	78	86	60	74
(12-14歳小計)	256	250	254	245	226	225	202	212
富士見地区 15歳	81	77	80	85	71	78	79	53
富士見地区 16歳	73	77	70	79	79	60	72	77
富士見地区 17歳	80	70	80	70	75	76	59	71
(15-17歳小計)	234	224	230	234	225	214	210	201
計	1,274	1,256	1,280	1,257	1,217	1,195	1,165	1,167

神保町地区年齢別人口(1月1日現在)

(単位:人)

年	14	15	16	17	18	19	20	21
神保町地区 0歳	27	21	35	31	28	31	30	43
神保町地区 1歳	27	25	26	37	34	26	29	30
神保町地区 2歳	24	28	29	25	37	33	22	31
神保町地区 3歳	29	28	31	33	22	34	31	27
神保町地区 4歳	26	28	28	35	36	19	36	31
神保町地区 5歳	26	27	33	29	36	36	21	36
(0-5歳小計)	159	157	182	190	193	179	169	198
神保町地区 6歳	22	29	30	35	29	33	33	23
神保町地区 7歳	21	26	30	31	32	31	31	32
神保町地区 8歳	17	20	31	29	31	30	32	32
神保町地区 9歳	25	18	23	31	29	26	29	33
神保町地区10歳	25	29	18	24	30	27	26	31
神保町地区11歳	25	22	33	17	25	33	30	28
(6-11歳小計)	135	144	165	167	176	180	181	179
神保町地区12歳	26	29	32	33	22	32	39	32
神保町地区13歳	42	29	37	33	32	22	33	41
神保町地区14歳	47	44	31	37	37	32	26	34
(12-14歳小計)	115	102	100	103	91	86	98	107
神保町地区15歳	48	46	39	29	29	34	33	26
神保町地区16歳	31	37	37	33	25	22	28	32
神保町地区17歳	40	31	39	38	34	22	23	27
(15-17歳小計)	119	114	115	100	88	78	84	85
計	528	517	562	560	548	523	532	569

神田公園地区年齢別人口(1月1日現在)

(単位:人)

年	14	15	16	17	18	19	20	21
神田公園地区 0歳	11	20	18	8	20	21	19	27
神田公園地区 1歳	7	11	20	19	9	18	24	18
神田公園地区 2歳	16	9	12	19	18	10	17	23
神田公園地区 3歳	21	17	8	12	18	19	15	16
神田公園地区 4歳	12	21	18	10	14	21	19	14
神田公園地区 5歳	14	13	20	19	10	15	23	21
(0-5歳小計)	81	91	96	87	89	104	117	119
神田公園地区 6歳	15	17	17	20	18	13	16	24
神田公園地区 7歳	18	19	18	18	23	18	16	17
神田公園地区 8歳	8	24	18	20	19	23	18	14
神田公園地区 9歳	17	8	23	19	19	18	24	18
神田公園地区10歳	10	18	10	22	20	17	19	28
神田公園地区11歳	12	14	21	14	22	24	19	21
(6-11歳小計)	80	100	107	113	121	113	112	122
神田公園地区12歳	20	16	17	24	13	23	27	18
神田公園地区13歳	23	19	26	20	24	18	21	32
神田公園地区14歳	27	24	18	31	19	23	17	20
(12-14歳小計)	70	59	61	75	56	64	65	70
神田公園地区15歳	27	30	24	19	26	20	22	18
神田公園地区16歳	21	25	23	19	21	20	16	20
神田公園地区17歳	31	21	23	22	19	19	22	16
(15-17歳小計)	79	76	70	60	66	59	60	54
計	310	326	334	335	332	340	354	365

万世橋地区年齢別人口(1月1日現在)

(単位:人)

年	14	15	16	17	18	19	20	21
万世橋地区 0歳	14	13	24	22	21	21	39	34
万世橋地区 1歳	20	20	15	26	20	23	28	37
万世橋地区 2歳	22	20	16	19	24	19	25	27
万世橋地区 3歳	15	30	23	21	22	22	23	24
万世橋地区 4歳	16	19	31	25	20	22	22	21
万世橋地区 5歳	31	16	18	31	27	20	20	22
(0-5歳小計)	118	118	127	144	134	127	157	165
万世橋地区 6歳	14	30	17	18	30	29	20	21
万世橋地区 7歳	27	22	27	21	17	29	31	17
万世橋地区 8歳	21	26	22	29	22	16	31	30
万世橋地区 9歳	29	21	26	28	28	24	17	30
万世橋地区10歳	24	29	22	33	30	31	24	16
万世橋地区11歳	19	24	30	26	36	34	34	27
(6-11歳小計)	134	152	144	155	163	163	157	141
万世橋地区12歳	24	21	26	30	25	37	32	35
万世橋地区13歳	32	24	32	31	31	26	41	30
万世橋地区14歳	41	32	23	33	30	34	29	41
(12-14歳小計)	97	77	81	94	86	97	102	106
万世橋地区15歳	31	41	27	20	32	30	34	27
万世橋地区16歳	23	23	37	31	19	26	28	30
万世橋地区17歳	28	23	25	36	29	20	25	28
(15-17歳小計)	82	87	89	87	80	76	87	85
計	431	434	441	480	463	463	503	497

和泉橋地区年齢別人口(1月1日現在)

(単位:人)

年	14	15	16	17	18	19	20	21
和泉橋地区 0歳	30	27	35	44	33	52	44	45
和泉橋地区 1歳	31	33	27	36	42	39	42	43
和泉橋地区 2歳	33	34	31	26	32	47	37	41
和泉橋地区 3歳	31	37	39	33	29	34	40	35
和泉橋地区 4歳	24	33	38	44	37	34	36	40
和泉橋地区 5歳	39	25	31	37	42	42	33	34
(0-5歳小計)	188	189	201	220	215	248	232	238
和泉橋地区 6歳	33	38	22	34	40	40	39	37
和泉橋地区 7歳	26	37	42	28	34	39	44	43
和泉橋地区 8歳	38	28	37	41	29	34	38	47
和泉橋地区 9歳	36	35	30	40	40	30	35	41
和泉橋地区10歳	35	36	37	30	40	42	31	35
和泉橋地区11歳	40	35	40	41	31	43	41	29
(6-11歳小計)	208	209	208	214	214	228	228	232
和泉橋地区12歳	37	37	39	36	42	37	42	49
和泉橋地区13歳	44	39	42	45	36	39	37	42
和泉橋地区14歳	46	41	41	42	44	36	38	38
(12-14歳小計)	127	117	122	123	122	112	117	129
和泉橋地区15歳	39	40	39	37	41	40	32	37
和泉橋地区16歳	40	28	30	31	29	35	34	29
和泉橋地区17歳	44	40	28	31	32	25	34	32
(15-17歳小計)	123	108	97	99	102	100	100	98
計	646	623	628	656	653	688	677	697

出生者数

(単位:人)

年	14	15	16	17	18	19	20	21
全域(1年間)	227	274	283	272	308	341	350	

合計特殊出生率

(単位:率)

年	14	15	16	17	18	19	20	21
全国	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	
東京都	1.02	1.00	1.01	1.00	1.02	1.05	1.09	
千代田区	0.77	0.88	0.82	0.75	0.82	0.93	0.94	

区立保育園入所児童数(3月31日現在)

(単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
全園 0歳児	49	58	58	59	63	62	64	0
全園 1歳児	76	67	78	78	85	79	86	0
全園 2歳児	80	88	84	93	92	91	90	0
全園 3歳児	81	91	90	79	96	89	96	0
全園 4歳児以上	166	170	175	183	182	188	199	0
計	452	474	485	492	518	509	535	0

区立保育園別入所児童数(3月31日現在)

(単位:人)

麴町 0歳児	—	—	—	—	—	—	—	—
麴町 1歳児	13	11	12	11	12	12	12	
麴町 2歳児	13	13	14	14	14	13	14	
麴町 3歳児	13	16	13	11	16	13	15	
麴町 4歳児以上	23	30	29	29	28	31	33	
計	62	70	68	65	70	69	74	0

四番町 0歳児	13	14	14	15	16	16	16	
四番町 1歳児	16	17	17	17	20	17	20	
四番町 2歳児	18	19	19	19	19	20	19	
四番町 3歳児	17	21	20	20	21	21	20	
四番町 4歳児以上	38	39	40	43	44	43	44	
計	102	110	110	114	120	117	119	0

飯田橋 0歳児	11	14	14	14	16	16	17	
飯田橋 1歳児	14	11	14	15	17	15	17	
飯田橋 2歳児	15	17	16	20	19	19	19	
飯田橋 3歳児	16	18	17	15	18	17	20	
飯田橋 4歳児以上	31	35	34	37	35	39	39	
計	87	95	95	101	105	106	112	0

西神田 0歳児	13	15	15	15	16	15	16	
西神田 1歳児	18	15	18	18	18	18	19	
西神田 2歳児	17	22	18	21	21	21	19	
西神田 3歳児	18	19	21	17	20	20	21	
西神田 4歳児以上	35	31	38	36	37	37	42	
計	101	102	110	107	112	111	117	0

神田 0歳児	12	15	15	15	15	15	15	
神田 1歳児	15	13	17	17	18	17	18	
神田 2歳児	17	17	17	19	19	18	19	
神田 3歳児	17	17	19	16	21	18	20	
神田 4歳児以上	39	35	34	38	38	38	41	
計	100	97	102	105	111	106	113	0

区立こども園入所児童数(3月31日現在)

(単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
いずみ 0歳児	12	11	14	14	14	12	13	
いずみ 1歳児	16	16	17	19	19	16	19	
いずみ 2歳児	16	15	19	19	19	19	18	
小計	44	42	50	52	52	47	50	0
いずみ 3歳児	21	27	24	26	26	29	33	
いずみ 4歳児	23	26	28	26	25	31	26	
いずみ 5歳児	27	22	25	29	30	28	31	
小計	71	75	77	81	81	88	90	0
合計	115	117	127	133	133	135	140	0

内訳

(単位:人)

いずみ 3歳児(短時間児)	3	7	5	6	6	9	13	
いずみ 4歳児(短時間児)	7	6	8	6	5	11	7	
いずみ 5歳児(短時間児)	10	8	5	9	10	8	11	
計	20	21	18	21	21	28	31	0

いずみ 3歳児(長時間児)	18	20	19	20	20	20	20	
いずみ 4歳児(長時間児)	16	20	20	20	20	20	19	
いずみ 5歳児(長時間児)	17	14	20	20	20	20	20	
計	51	54	59	60	60	60	59	0

八千代保育園入所児童数(3月31日現在)

(単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
0歳児	9	9	8	9	10	9		
1歳児	10	8	12	9	9	10		
2歳児	11	10	11	10	6	12		
3歳児	6	9	5	10	9	4		
計	36	36	36	38	34	35		

※八千代保育園は平成20年3月閉園

ひまわり育児室児童数(3月31日現在)

(単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
3歳未満	15	17	16	18	21	19	22	
3歳児	2	4	1	3	3	3	5	
4歳以上	5	4	5	4	3	5	3	
計	22	25	22	25	27	27	30	0

区内認証保育所入所児童数(3月31日現在)

(単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
全園 0歳児		10	20	38	34	44	38	0
全園 1歳児		12	16	34	26	43	44	0
全園 2歳児		8	10	23	30	23	32	0
全園 3歳児		4	5	5	17	21	16	0
全園 4歳児以上		3	3	5	6	18	27	0
計		37	54	105	113	149	157	0

区内認証保育所別入所児童数(3月31日現在)

(単位:人)

ポピンズ 0歳児		10	15	6	6	9	10	
ポピンズ 1歳児		12	10	18	7	6	7	
ポピンズ 2歳児		8	5	14	15	6	6	
ポピンズ 3歳児		4	5	5	11	11	6	
ポピンズ 4歳児以上		3	3	5	6	15	19	
計		37	38	48	45	47	48	0

※「ポピンズナーサリー一番町」は平成15年11月開所

ドルチェ 0歳児			5	20	14	19	14	
ドルチェ 1歳児			6	13	12	11	14	
ドルチェ 2歳児			5	8	11	9	7	
ドルチェ 3歳児			0	0	5	4	5	
ドルチェ 4歳児以上			0	0	0	2	5	
計			16	41	42	45	45	0

※「保育園ドルチェ」は平成16年11月開所

キッズスクウェア 0歳児				12	14	5	7	
キッズスクウェア 1歳児				3	7	14	8	
キッズスクウェア 2歳児				1	4	3	11	
キッズスクウェア 3歳児				0	1	3	3	
キッズスクウェア 4歳児以上				0	0	0	0	
計				16	26	25	29	0

※「キッズスクウェア丸の内東京ビル」は平成17年12月開所

マミーズエンジェル 0歳児						11	7	
マミーズエンジェル 1歳児						12	15	
マミーズエンジェル 2歳児						5	8	
マミーズエンジェル 3歳児						3	2	
マミーズエンジェル 4歳児以上						1	3	
計						32	35	0

※「マミーズエンジェル神田駅前保育園」は平成19年11月開所

小学館アカデミー 0歳児								
小学館アカデミー 1歳児								
小学館アカデミー 2歳児								
小学館アカデミー 3歳児								
小学館アカデミー 4歳児以上								
計								0

※「小学館アカデミー神保町駅前保育園」は平成21年4月開所

区内保育施設(区立認可+私立認可+保育室+認証)園児数総計(3月31日現在)

(単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
0歳～2歳児	294	329	363	423	428	439	426	0
3歳児以上	311	339	343	349	376	388	405	0
計	605	668	706	772	804	827	831	0

※「いずみこども園」の長時間児は、便宜上、こちらに入れてカウントしている。

保育園入園待機児童の発生状況(各年度当初現在)

(単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
待機児童数	15	0	0	0	0	0	0	0

保育園入園待機児童の発生状況(各年度末現在)

(単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
待機児童数	0	0	0	0	0	0	8	30

区立幼稚園(こども園3～5歳児(短時間児)を含む)園児数(5月1日現在)

(単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
全園 3歳児	136	127	151	122	124	121	135	127
全園 4歳児	126	157	141	148	131	127	121	129
全園 5歳児	163	139	162	144	153	130	131	128
計	425	423	454	414	408	378	387	384

※「いずみこども園」の長時間児は、便宜上、こちらから除外し、「区内保育施設」でカウントしている。

区立幼稚園・こども園別園児数(5月1日現在)

(単位:人)

麴町 3歳児	8	30	35	27	21	27	30	26
麴町 4歳児	20	15	29	31	29	25	24	30
麴町 5歳児	12	20	22	30	35	32	23	23
計	40	65	86	88	85	84	77	79

九段 3歳児	32	8	29	16	23	25	31	23
九段 4歳児	19	35	10	29	19	25	24	23
九段 5歳児	28	26	32	10	32	17	24	25
計	79	69	71	55	74	67	79	71

番町 3歳児	30	26	35	26	31	24	19	22
番町 4歳児	30	33	34	35	25	30	23	20
番町 5歳児	40	29	35	34	35	26	34	23
計	100	88	104	95	91	80	76	65

富士見 3歳児	27	16	18	20	14	13	18	20
富士見 4歳児	31	32	20	15	21	13	16	19
富士見 5歳児	31	35	30	22	15	21	14	20
計	89	83	68	57	50	47	48	59

お茶の水 3歳児	9	10	9	10	3	10	4	15
お茶の水 4歳児	9	11	10	11	13	4	10	5
お茶の水 5歳児	12	10	12	10	10	11	6	11
計	30	31	31	31	26	25	20	31

千代田 3歳児	16	14	9	11	9	8	8	6
千代田 4歳児	7	12	17	8	7	9	11	9
千代田 5歳児	14	7	13	16	9	6	10	13
計	37	33	39	35	25	23	29	28

昌平 3歳児	11	13	10	8	10	6	11	8
昌平 4歳児	4	13	13	13	9	10	6	10
昌平 5歳児	13	5	12	14	11	9	9	6
計	28	31	35	35	30	25	26	24

いずみ 3歳児(短時間児)	3	10	6	4	13	8	14	7
いずみ 4歳児(短時間児)	6	6	8	6	8	11	7	13
いずみ 5歳児(短時間児)	13	7	6	8	6	8	11	7
計	22	23	20	18	27	27	32	27

※いずみ各歳児の表の内書きで4月1日現在

私立幼稚園児数、私立幼稚園数、区立幼稚園(いずみこども園を含む)数(5月1日現在) (単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
私立幼稚園児数	424	422	455	470	496	501	515	
私立幼稚園数	4	4	4	4	4	4	4	
区立幼稚園数	8	8	8	8	8	8	8	

区立小学校児童数(5月1日現在) (単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
麴町	323	329	348	343	377	413	419	411
九段	300	318	308	306	329	328	326	324
番町	581	573	603	622	608	584	543	524
富士見	370	386	430	403	384	354	335	321
お茶の水	272	299	308	310	308	303	303	294
千代田	225	250	282	299	314	304	296	298
昌平	167	181	186	211	245	258	265	262
和泉	308	311	324	319	306	302	287	285
計	2,546	2,647	2,789	2,813	2,871	2,846	2,774	2,719

区立中学校及び中等教育学校(前期課程)生徒数(5月1日現在) (単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
全校 1年	330	365	355	350	397	447	388	392
全校 2年	412	340	378	367	359	394	448	393
全校 3年	418	418	350	390	370	363	399	453
計	1,160	1,123	1,083	1,107	1,126	1,204	1,235	1,238

区立中学校・中等教育学校(前期課程)別生徒数(5月1日現在) (単位:人)

麴町中 1年	72	61	61	101	117	111	91	93
麴町中 2年	82	73	62	71	109	117	112	96
麴町中 3年	64	84	74	87	82	115	120	116
計	218	218	197	259	308	343	323	305

九段中 1年	84	108	160	160				
九段中 2年	111	90	113	160				
九段中 3年	126	113	95	114				
計	321	311	368	434				

一橋中 1年	117	135	107					
一橋中 2年	135	117	139					
一橋中 3年	143	138	121					
計	395	390	367					

今川中 1年	19	17	12					
今川中 2年	32	22	19					
今川中 3年	26	32	22					
計	77	71	53					

練成中 1年	38	44	15					
練成中 2年	52	38	45					
練成中 3年	59	51	38					
計	149	133	98					

神田一橋中 1年				89	120	176	138	139
神田一橋中 2年				136	95	117	177	138
神田一橋中 3年				189	138	96	119	180
計				414	353	389	434	457

九段中等 1年					160	160	159	160
九段中等 2年					155	160	159	159
九段中等 3年					150	152	160	157
計					465	472	478	476

※参考九段中等学校(後期課程) (単位:人)

九段中等 4年						137	123	135
九段中等 5年							131	118
九段中等 6年								128
計						137	254	381

区立小学校特別支援学級児童数(5月1日現在)

(単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
千代田小知的障害学級	8	10	10	7	10	8	6	8
1年	2	3	2	1	1	0	1	3
2年	1	2	3	0	2	1	0	1
3年	0	1	2	2	0	2	1	0
4年	1	0	2	2	2	0	2	2
5年	3	1	0	2	3	2	0	2
6年	1	3	1	0	2	3	2	0
千代田小情緒障害学級	4	8	11	11	10	16	11	21
1年	0	0	2	0	3	4	0	0
2年	2	3	0	2	1	5	6	1
3年	0	3	4	2	3	0	4	8
4年	2	0	3	5	0	3	0	5
5年	0	2	0	0	3	0	1	1
6年	0	0	2	2	0	4	0	6
千代田小言語障害学級	9	10	11	12	12	16	12	11
1年	1	0	0	2	1	1	0	0
2年	0	4	1	2	4	4	3	2
3年	4	1	4	0	1	3	3	4
4年	4	2	1	4	2	2	2	1
5年	0	3	2	3	4	2	2	1
6年	0	0	3	1	0	4	2	3
計	21	28	32	30	32	40	29	40

平成5年4月設置(情緒障害学級、言語障害学級は通級学級)

区立中学校特別支援学級児童数(5月1日現在)

(単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
1年	1	2	0	0	0	0	1	0
2年	3	1	1	0	0	0	0	1
3年	0	3	1	1	0	0	0	0
計	4	6	2	1	0	0	1	1

昭和49年4月麹町中設置、神田一橋中平成20年4月移転設置

公立小学校数、公立中学校(中等教育学校前期課程を含む)数(5月1日現在)

(単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
小学校数	8	8	8	8	8	8	8	8
中学校数	5	5	5	3	3	3	3	3
計	13	13	13	11	11	11	11	11

私立小学校児童数、私立中学校生徒数(5月1日現在)

(単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
小学校児童数	1973	1,970	1,955	1,951	1,945	1,938	1,946	1,938
中学校児童数	6987	6,789	6,672	6,790	6,759	7,036	6,772	6,786
計	8,960	8,759	8,627	8,741	8,704	8,974	8,718	8,724

私立小学校数、私立中学校数(5月1日現在)

(単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
小学校数	3	3	3	3	3	3	3	3
中学校数	14	14	14	14	13	13	12	12
計	17	17	17	17	16	16	15	15

区営学童クラブ登録児童数(5月1日現在)

(単位:人)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
西神田	46	53	45	47	51	63	44	48
神田	31	33	36	40	49	52	51	54
富士見	44	45	53	48	54	54	52	52
四番町	53	55	63	57	60	57	54	58
一番町	54	61	66	59	59	61	54	59
いずみ	40	40	52					
計	268	287	315	251	273	287	255	271

※平成16年度までは「いずみ」を含む

虐待・虐待疑いケースの相談件数(年度末)(千代田区)

(単位:件)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
新規件数	3	4	7	14	19	15	10	
継続件数	2	4	3	4	12	19	21	
計	5	8	10	18	31	34	31	0

児童虐待に関する相談件数(年度末)(東京都全体)

(単位:件)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
身体的虐待	904	1,271	1,758	1,681	1,727	1,722	1,571	
性的虐待	74	67	95	64	93	80	95	
心理的虐待	336	365	501	577	585	662	659	
ネグレクト	488	503	672	824	860	843	904	
計	1,802	2,206	3,026	3,146	3,265	3,307	3,229	0

区内警察署取扱少年事案

(単位:件)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21
犯罪少年	330	234	274	294	207	182	138	
触法少年	18	12	51	26	13	21	34	
ぐ犯少年	1	6	3	2	1	4	1	
不良行為少年	646	549	405	641	444	524	644	
計	995	801	733	963	665	731	817	0
都内全域	83,210	90,606	89,224	90,557	81,615	77,519	78,249	